

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和3年4月30日
【計算期間】 第7期（自 令和元年11月1日 至 令和2年10月31日）
【ファンド名】 プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
(Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund)
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【提出書類】 募集事項等記載書面

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年4月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
(Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund)

【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の金額】 10億アメリカ合衆国ドル（約1,063億円）を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。
- (注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.25円）による。以下別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。
- (注3) ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- (注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注5) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは、11月1日に始まり翌年10月31日に終了する一年を指す。ただし、第一計算期間は、2014年3月5日から2014年10月31日までの期間を指す。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド

(Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund)

(注1) プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるプレミアム・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2021年2月末日現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む7本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) サブ・ファンドの名称の表記として「プレミアム・ファンズ」を省略することがある。日本において、「プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド(米ドル建て)」または「シュローダー日本株式ファンド(米ドル建て)」と称することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類である(以下「受益証券」という。)

受益証券について、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行(売出)価額の総額】

10億米ドル(約1,063億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)による。以下別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行(売出)価格】

管理事務代行会社により計算日に算出される発行日における受益証券1口当たり純資産価格

(注1) 「発行日」とは、毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、ルクセンブルグ、米国およびケイマン諸島の銀行が営業している日で、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日(土曜日、日曜日またはクリスマス・イブを除く。)、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日の翌営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(注2) 受益証券1口当たり純資産価格については、後記「(8) 申込取扱場所」に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

受益証券を購入するすべての日本の投資者は、受益証券の取得申込みにあたり上限3.30%(税抜3.00%)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

(注4) 円資金から米ドルに交換した上で申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。詳しくは、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（６）【申込単位】

管理会社が、日本における販売会社および/または販売取扱会社と協議の上、随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数とする。

申込単位の詳細については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(7) 【申込期間】

2021年5月1日(土曜日)から2022年4月28日(木曜日)まで

(注1) 日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日(以下「日本における営業日」という。)の午後3時(日本時間)までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

(注2) 日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会が判断する日には、例外的に発注の取扱いが行われないことがある。

(注3) 米国人またはケイマン諸島の居住者、法人等による受益証券の購入の申込みはできない(後記「適格投資家」の項を参照のこと。)

(注4) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(8) 【申込取扱場所】

<日本における販売会社>

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(以下「S M B C日興証券」または「日本における販売会社」という。)

<販売取扱会社>

株式会社S M B C信託銀行

東京都港区西新橋1丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

(以下「S M B C信託銀行」または「販売取扱会社」という。)

(注1) S M B C信託銀行は、日本における販売会社が定める販売取扱会社である。S M B C信託銀行の一部の支店等で申込みを取り扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

(注2) 販売取扱会社であるS M B C信託銀行におけるインターネット取引での申込みについては、S M B C信託銀行に照会のこと。

(9) 【払込期日】

各発行日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的にS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(以下「保管会社」という。)のサブ・ファンドの口座に、適用される発行日から起算して6営業日以内の日(または当該6営業日目に決済を行うことができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日)(以下「払込期日」という。)までに、米ドルで払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「(12) その他 申込みの方法」を参照のこと。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(イ) S M B C日興証券は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2015年7月14日付の契約（改正済）を締結している。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社および/または管理会社と受益証券の取次業務にかかる契約の締結等を行い、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(ハ) 管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。申込金額および申込手数料は、販売取扱会社に対しては米ドルで、日本における販売会社に対する場合には円貨または米ドルで支払われるものとする。

投資者は、原則として受益証券の取得申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（通常、申込受付日の翌営業日の日本における翌営業日であり、以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目（以下「日本における受渡日」という。）までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。日本における販売会社は、払込期日に、保管会社のサブ・ファンドの口座に、米ドルで申込金額の総額を払い込む。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、日本における受渡日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行では、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（C S S F）の規制を受けているが、サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に準拠しておらず、ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの販売のための登録を行っていない。また、ルクセンブルグの監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督下にもない。サブ・ファンドの受益証券は、欧州連合（以下「EU」ということがある。）に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。ルクセンブルグの監督官庁の規制を通じて行われる投資者保護は、サブ・ファンドの投資者に適用されない。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

サブ・ファンドの目的、信託金の限度額

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンプレラ・ファンドとしてケイマン諸島の法律に基づき設定されているプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。

ファンドは、2021年2月末日現在、本サブ・ファンドを含む合計7本のサブ・ファンドにより構成されている。

受託会社および管理会社は、2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）（以下「基本信託証書」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（S I C A V）であるシュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド（Schroder International Selection Fund）（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるジャパニーズ・エクイティ（Japanese Equity）（以下「投資先ファンド」という。）のクラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券に投資することにより、トータル・リターンを最大化することを主たる目的とする。

投資先ファンドの詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

サブ・ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書に基づいて、サブ・ファンドは、2014年3月5日付信託証書補遺（以下「信託証書補遺」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて、受託会社および管理会社によって設定された。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書補遺に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づき、受益者決議またはサブ・ファンド決議を経ずに、ファンドの独立したサブ・ファンドとして他のサブ・ファンドを設立することができる。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。サブ・ファンドの投資収益は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落(場合による。)およびサブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社は、管理会社の指示に従って、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法(以下の方法を含むがこれらに限定されない。)を決定する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法ならびに各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻し手数料等を含むが、これらに限定されない。)を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。

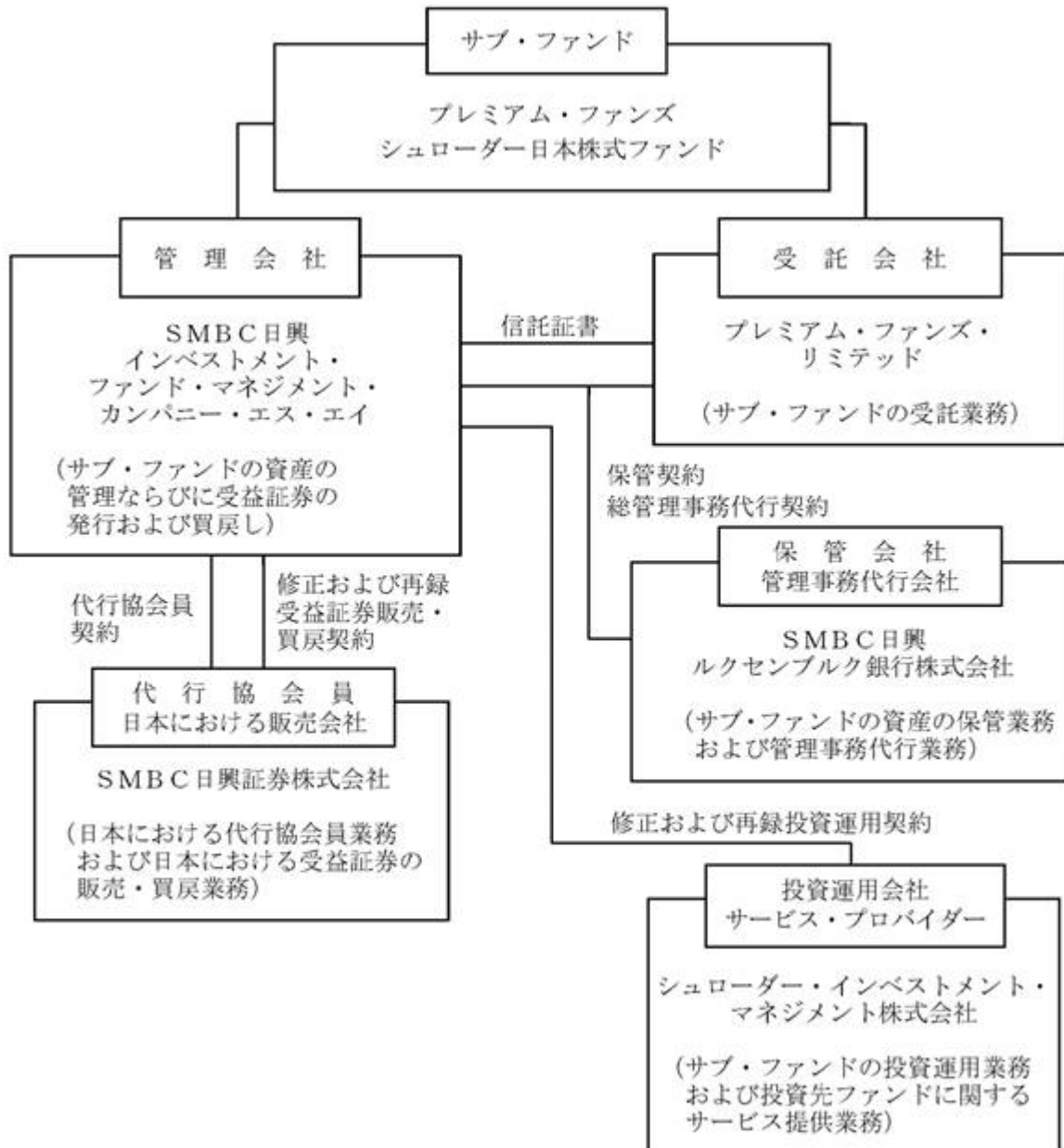
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われぬ。

（ 2 ） 【ファンドの沿革】

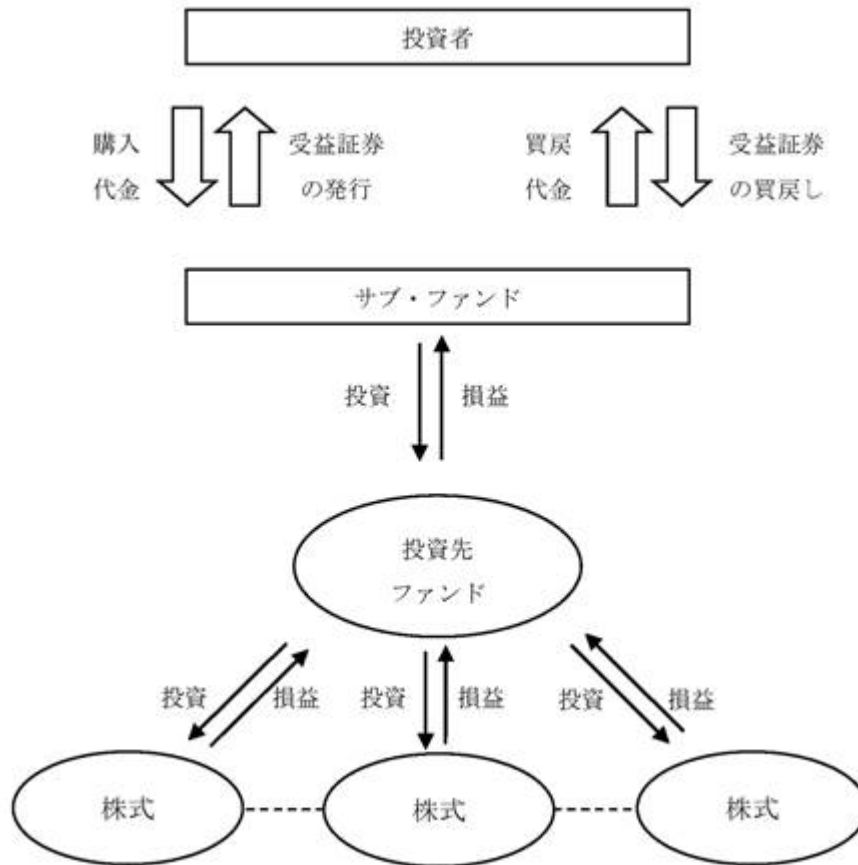
1992年 2月27日	管理会社設立
2008年 9月11日	2008年 9月11日付基本信託証書締結
2009年 2月26日	基本信託証書補遺締結
2013年 5月24日	信託証書補遺締結
2014年 2月21日	信託証書補遺締結
2014年 3月 5日	信託証書補遺締結
2014年 3月25日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2014年 4月 9日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）
2015年 5月22日	信託証書補遺締結
2015年10月23日	信託証書補遺締結
2017年 2月14日	修正および再録基本信託証書締結
2018年 2月15日	信託証書補遺締結

(3) 【ファンドの仕組み】

サブ・ファンドの仕組み



(注) サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められる
ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とサブ・ファンドの関係法人の名称、サブ・ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	サブ・ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパ ニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で信託証書を 締結。管理会社はサブ・ファン ドの資産の管理ならびに受 益証券の発行および買戻しを 行う。
プレミアム・ファンズ・リミテッド (Premium Funds Ltd.)	受託会社	管理会社との間で信託証書を 締結。受託会社はサブ・ファン ドの資産の受託会社として の業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2008年9月11日付で受託会社 および管理会社との間で保管 契約（注1）を締結。保管会社 は、サブ・ファンドの資産の 保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社 および受託会社との間で総管 理事務代行契約（注2）を締 結。サブ・ファンドの管理事 務代行業務について、委任さ れている。
シュローダー・インベストメント・ マネジメント株式会社	投資運用会社 サービス・プロバイダー	2014年7月8日付で管理会社 との間で修正および再録投資 運用契約（以下「投資運用契 約」という。）（注3）を締 結。サブ・ファンドについて 投資運用業務および投資先 ファンドに関するサービス提 供業務を行う。

S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2014年3月6日付で管理会社との間で代行協会員契約(改正済)(注4)を締結。日本における代行協会員業務を行う。 2015年7月14日付で管理会社との間で修正および再録受益証券販売・買戻契約(改正済)(以下「受益証券販売・買戻契約」という。)(注5)を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。
-----------------	---------------------	--

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社はその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約し、また、サービス・プロバイダーとして、日本におけるサブ・ファンドの販売に関し、投資先ファンドに関する一定の情報の提供、文書の作成・翻訳、説明等のサービスを、販売会社等の日本の金融商品取引業者等に対し、管理会社を代理して提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)(以下「1915年法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(「A I F M」という。)として業務を提供する。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)(以下「2010年法」という。)第125-2条に規定された投資信託(以下「U C I」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

(八) 資本金の額

2021年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億338万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,583円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.15円）による。

(二) 会社の沿革

1992年2月27日設立。

(ホ) 大株主の状況

（2021年2月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番	272,311株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載を参照。

(ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成の上、CIMAに提出し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)
 - マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)
 - 免許条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥッシュ(ケイマン諸島)である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

サブ・ファンドは、翌年4月末日までには前年10月31日に終了する計算期間の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a)当該事実を受託会社に書面で報告し、(b)当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産総額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社を知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの計算期間は、毎年10月31日に終了する。10月31日が営業日でない場合、10月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ミューチュアル・ファンド規則により受益者への送付が要求される、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されたサブ・ファンドの監査済財務書類を含む監査済年次報告書の写しは、受益者に対してかかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も4月の最終純資産価格を使用して作成され、関連する期間の終了後3か月以内に受益者に送付される。

さらに、年次報告書、財務書類および基本信託証書の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所にて入手可能である。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知っている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類を監査し、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にサブ・ファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、C I M Aは一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、C I M Aによって、C I M A自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）である投資先投資法人のサブ・ファンドである投資先ファンドのクラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券に投資することにより、トータル・リターンを最大化することを主たる目的とする。

投資先ファンドの投資目的は、主として日本企業の株式に投資することにより、3年間から5年間にわたって東証株価指数（TOPIX）^{（注1）}（配当込み）を超える元本の成長（報酬控除後）を達成することである。また、円に対する米ドルの為替変動リスクをヘッジするために（可能な範囲で）為替ヘッジを行う。

投資先ファンドはアクティブ運用され、日本企業の株式および株式関連証券への投資割合はその資産の3分の2以上とする。また、投資先ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することもある。

投資先ファンドは、投資利益の獲得、リスクの軽減または投資先ファンドのより効率的な運営のためにデリバティブを利用することがある。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社の格付制度に基づき、TOPIX（配当込み）よりも高いサステナビリティスコアを総合的に維持している。投資先ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセスできる投資先ファンドのウェブページ上の「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループへの直接投資を行わない。

投資先ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるTOPIX（配当込み）を超えていることをもって評価される。投資先ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みである。投資先ファンドの投資運用会社は、その裁量により投資を行い、投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがある。投資先ファンドの投資運用会社は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがある。当該ベンチマークは、投資先ファンドと比較して環境や社会的特性または持続可能な投資目的を考慮していない。

ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットである。

投資先ファンドは、TOPIX（配当込み）（米ドルヘッジ）^{（注2）}を参照して運用される。

（注1）TOPIXは、株式会社東京証券取引所およびそのグループ会社（以下「東証等」という。）の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウは東証等有している。

（注2）当該指数は、投資先ファンドの投資運用会社により、米ドル（投資先ファンドの通貨）にヘッジしたものである。

投資を行おうとする者は、後記「3 投資リスク（1）リスク要因」および「別紙B 投資先ファンドの概要」記載のリスク要因に留意すべきである。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用について責任を有するサブ・ファンドの投資運用者として、管理会社により任命されている。

投資先ファンドに関する投資方針の概要およびその他の情報は、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」に記載されている。

サブ・ファンドはまた、流動性のある資産を保有することができる。かかる資産は、当座勘定、または、定期的に売買されかつ高格付を有する投資適格の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品等として保有されることがある。

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更は、英文目論見書および/または付属書に盛り込まれ、当該重大な変更の効力が発生する前に、サブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用体制は、以下のとおりである。

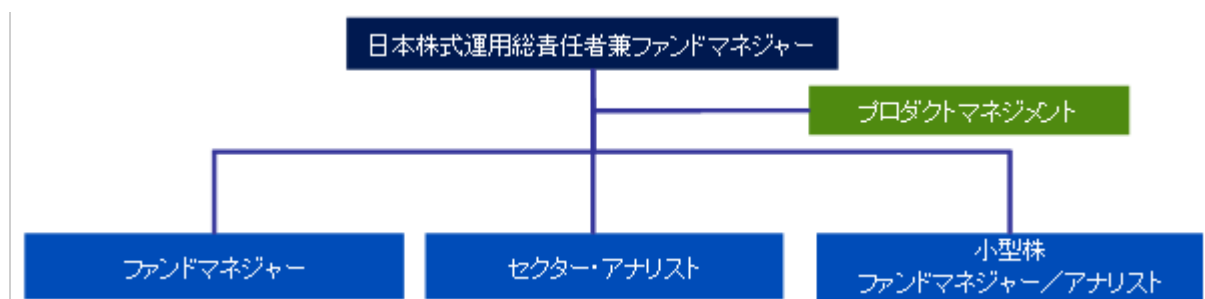
運用哲学

中長期的な観点から市場平均を上回る成長が見込め、資本コストを上回る利益を上げることのできる企業に割安な株価水準で投資する。

徹底した調査に基づく分析と規律あるポートフォリオ構築により、個別銘柄における市場の非効率性を捉えて、超過収益を追求することができると信じている。

日本株式運用チームの概要

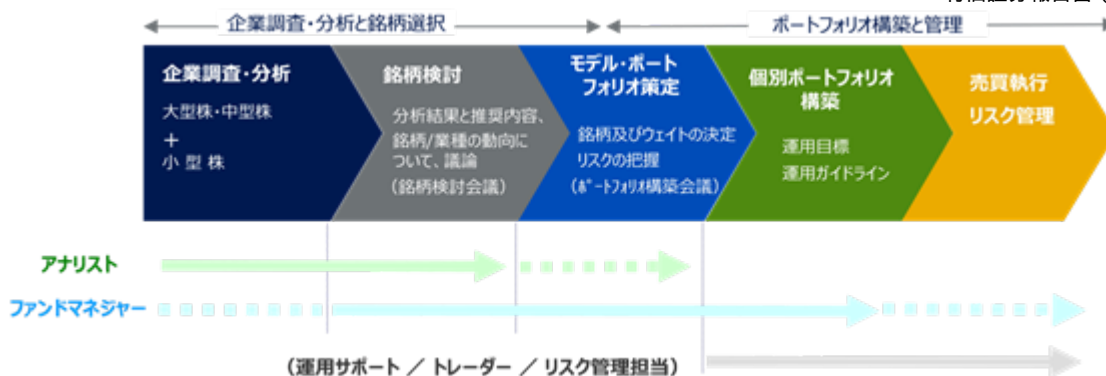
業界内でも豊富な経験と実績を有するファンドマネジャー、アナリストにより構成されている。運用チームにおいては、アナリストはファンドマネジャーと同じ目標を共有するパートナーとして位置付けられており、アナリストによる調査分析、投資判断は運用戦略において重要なインプットとなっている。



運用スタイル

長期投資を志向し、銘柄選択において企業の中長期的な利益成長力を重視し、バリュエーション規律も堅持している。確信度の高いリサーチ・アイデアを中心にポートフォリオを構築する。

運用プロセス



意思決定が迅速に行われるよう簡潔なプロセスを採用している。セクター・アナリストは大中型株について、小型株チームのアナリストが小型株を担当し、それぞれ会社との直接取材等を通して、分析し投資推奨を行う。ファンドマネジャーとアナリストとの討論を経て、ファンドマネジャーが確信度の高いリサーチ・アイデアを中心にポートフォリオを構築する。

・企業調査

社内アナリストによる企業ファンダメンタルズ分析が銘柄選択の基礎となる。セクター・アナリストは、全上場銘柄の時価総額上位約600銘柄の大中型株について調査分析を担当する。それ以外の銘柄については、小型株チームのアナリストが担当し、調査分析を行う。アナリストは、企業訪問等を通じて対象銘柄の入念な調査を行う。

・銘柄検討

セクター・アナリストは、「銘柄検討会議」において、また小型株については「小型株銘柄選別会議」において、推奨銘柄や担当セクターについてファンドマネジャーと綿密な議論を実施する。

・ポートフォリオ構築

経験豊富なファンドマネジャーが、ポートフォリオ構築会議を開催し、ポートフォリオを構築する。ファンドマネジャーは、アナリストによる調査分析内容等を受けて、アナリストによる定性評価、特に戦略の妥当性や経営のクオリティー等に関しても検討するなどして、最終的な投資判断を行う。個別銘柄のウェイトは主に市場の期待値とのギャップの大きさ、経営や事業の成長性などの定性的な判断を加味してアナリストが算出したフェアバリューからのかい離幅、その確信度、銘柄の流動性などにより、決定される。また、ポートフォリオ構築会議では、リスク管理ツールを活用し、意図しないリスクを取っていないか、超過収益の実現に必要なリスクを取っているかなどの全般的なポートフォリオの管理も行っている。

(注) 上記運用体制は、変更される場合がある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、サブ・ファンドの各受益者に対して、管理会社が決定する時期、金額および基準日における分配を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの各受益者に対して、随時、管理会社が決定する時期、金額および基準日における中間分配を行うことができる。

本書の日付現在、分配する予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は、以下のとおりである。

- (イ) サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- (ロ) サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に10%を超える場合は、この限りではない。
- (ハ) 管理会社が運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行会社の議決権の50%を超える発行済株式に直接投資しない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。
- (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ニ) サブ・ファンドは、容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に対し、その純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求される通り価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではない。
- (注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ホ) サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (ヘ) サブ・ファンドの名において管理会社が行う取引のうち、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。

デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドは、いかなるデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）またはその他類似する取引を行わない。

信用リスクの管理

投資先ファンドは、UCITS（欧州における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）に関する指令および規則に服するルクセンブルグの変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）であり、とりわけ、信用リスクの分散規制に服する。サブ・ファンドは実質的にすべての資産を投資先ファンドに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび/またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および/またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるサブ・ファンドの信用リスクのエクスポージャーは監視されており、よって、サブ・ファンドは日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合しているものと考えている。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、サブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問会社」（ミューチュアル・ファンド規則の定義に従う。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- (イ) 結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資法人を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得することができない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が本書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- (イ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ロ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (ハ) サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、一般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で信託財産の投資運用に唯一の責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての申込手取金、当該手取金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、サブ・ファンドに係るものとして指定される。サブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一つまたは複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの負債を負担し、原則として、他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを引当てとすることができ、各サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されるすべての契約が債権者の請求権を関連するサブ・ファンドの信託財産の範囲内のみ限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、サブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を数量化することがあらゆる場合に可能となる訳ではない点に留意すべきである。

信用リスク

債券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケット・タイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケット・タイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものでない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、専門アドバイザーと相談するべきである。

サブ・ファンドに固有のリスク

サブ・ファンドは、以下の事項が含まれるがこれらに限られない多数の潜在的投資リスクに直面する。

強制的買戻しのリスク 受託会社または管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し 強制的買戻し」を参照のこと。

投資運用会社のリスク サブ・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の証券およびその他の投資対象の価格動向の将来の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できることは保証できない。

限られた運用実績 サブ・ファンドは限られた運用実績しか有しておらず、また、投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でサブ・ファンドに課される税金は、サブ・ファンドの純資産価額を削減し、またサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しに応じるための資金調達の実現性は、投資対象の換金を必然的に伴うことがある。かかる換金に起因してサブ・ファンド（およびその残存受益者）において、換金がなければ生じなかったと思われるコストを負担する可能性がある。

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドは、実質的にその資産のすべてを投資先ファンドの投資証券に投資することを意図するため、投資先ファンドのポートフォリオの分散および/または流動性によってはサブ・ファンドの投資について分散または流動性を欠くことがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。

報酬の重複 受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会、日本における販売会社および販売取扱会社ならびにサブ・ファンドのためのその他の業務提供会社の費用および報酬に加え、サブ・ファンドはまた、投資先ファンドの資産から支払われることがある全報酬および費用（投資先ファンドの業務提供会社に支払われる報酬および費用を含む。）を按分して間接的に負担する。

外国為替リスク 日本円に対するエクスポージャーを（可能な限り）ヘッジする目的で投資先ファンドの段階で通貨ヘッジ取引が行われるが、当該ヘッジが成功する保証はない。

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を慎重に精読し、専門アドバイザーと相談するべきである。

投資先ファンドの投資リスクについては、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

（２）リスクに対する管理体制

サブ・ファンドのリスク管理体制（投資運用会社のリスク管理体制）および投資先ファンドのリスク管理体制は、以下のとおりである。

リスク管理は、運用チームから独立したグループ・リスク部門のインベストメント・リスクチームが計測し、SIRF（シュロージャー・インベストメント・リスク・フレームワーク）という委員会に報告する体制をとっている。ポートフォリオのリスク管理では、運用チームから独立したパフォーマンス&運用リスク分析チームがリスク計測などの機能を担い、ファンドマネジャーが、リスク管理ツール等を利用し、日々の運用リスク管理を行っている。

（注）上記リスクに対する管理体制は、変更される場合がある。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

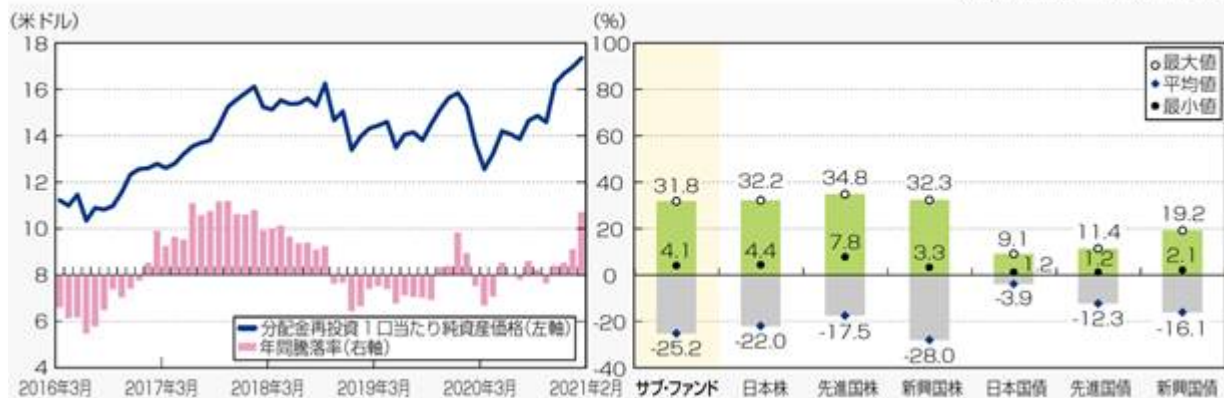
2016年3月～2021年2月の5年間に於けるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

(2016年3月～2021年2月)



- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格はサブ・ファンドの1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) サブ・ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
 先進国株.....FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
 新興国株.....S&P 新興国総合指数
 日本国債.....BBGパークレイズE1年超日本国債指数
 先進国債.....FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
 新興国債.....FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大3%(税抜)の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、上限3.30%(税抜3.00%)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

- (注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。
- (注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
- (注3) 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。
- (注4) 円資金から米ドルに交換した上で申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。詳しくは、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

(3)【管理報酬等】

サブ・ファンドの純資産価額の年率1.69%(一部報酬において最低で年間15,500ユーロ)および年率0.01%(最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドル)の合計額ならびにその他の費用・手数料がサブ・ファンドから支払われる。

受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から受託会社に返済される。

受託会社報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った受託会社報酬は、14,958.79米ドルであった。

管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から管理会社に返済される。

管理会社報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った管理会社報酬は、29,983.36米ドルであった。

管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.06%（最低で年間12,500ユーロ）の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

管理事務代行会社報酬は、サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った管理事務代行会社報酬は、59,942.19米ドルであった。

保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%（最低で年間3,000ユーロ）の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

保管会社報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った保管会社報酬は、39,950.75米ドルであった。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬（投資運用報酬（0.60%）およびサービス報酬（0.05%））をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

投資運用会社報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務および投資先ファンドに関するサービス提供業務の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った投資運用会社報酬は、649,773.19米ドルであった。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬に加え、日本における販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、それぞれにより取り扱われた受益証券に相当する部分のサブ・ファンドの純資産価額の年率0.79%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して日本における販売会社および販売取扱会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った販売会社報酬および販売取扱会社報酬は809,401.81米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った代行協会員報酬は、99,905.65米ドルであった。

(4)【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、全額償却された。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはその事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費(受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。)、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用等を含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻し手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがある。

2020年10月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払ったその他の運営費用は、78,429.59米ドルであった。

投資先ファンドにかかる費用等

- () 投資先投資法人は、投資先ファンドの管理会社および保管会社に対して、実費相当額を管理会社報酬、保管会社報酬として支払う。
- () 投資先投資法人は、投資先投資法人の取締役に対して、投資主総会で随時決定する料率による報酬を支払う。
- () 投資先投資法人は、運営にあたり発生したあらゆる手数料および費用（税金、法務および監査業務に係る費用等を含みます。）を支払う。

2019年12月末日までの1年間の投資先ファンドの管理会社報酬等の実績は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.07%である。当該年率は、過去の実績であり、投資先投資法人および投資先ファンドの純資産価額や運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

2021年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得

税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (ヘ)日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受

託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島の財務長官から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した(以下「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および() ケイマン諸島税務情報局にCRSコンプライアンス用紙を提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律(とりわけ特に米国の税制)に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含むがこれに限られな

い対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保し、および/または、そうする義務を負う。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2014年4月9日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。
 なお、以下は過去の実績を示したものであり、将来の運用成績を示唆または保証するものではない。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	86,014,042.97	100.20
現金その他の資産(負債控除後)		- 175,317.43	- 0.20
合計 (純資産価額)		85,838,725.54 (約9,120百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Schroder International Selection Fund - Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	ルクセンブルグ	投資信託	389,606.29	155.64	60,639,032.72	220.77	86,014,042.97	100.20

【投資不動産物件】

該当事項なし。(2021年2月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。(2021年2月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末および2021年2月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第一計算期間末 (2014年10月末日)	233,191,742.82	24,776,623	11.78	1,252
第二計算期間末 (2015年10月末日)	360,525,211.65	38,305,804	12.79	1,359
第三計算期間末 (2016年10月末日)	364,232,369.53	38,699,689	11.56	1,228
第四計算期間末 (2017年10月末日)	156,799,002.63	16,659,894	15.24	1,619
第五計算期間末 (2018年10月末日)	162,579,925.22	17,274,117	14.67	1,559
第六計算期間末 (2019年10月末日)	132,985,501.49	14,129,710	15.14	1,609
第七計算期間末 (2020年10月末日)	84,636,786.80	8,992,659	14.59	1,550
2020年3月末日	89,380,923.67	9,496,723	12.56	1,335
4月末日	94,333,577.99	10,022,943	13.24	1,407
5月末日	99,974,792.11	10,622,322	14.20	1,509
6月末日	93,176,631.12	9,900,017	14.06	1,494
7月末日	88,390,506.03	9,391,491	13.86	1,473
8月末日	89,584,663.90	9,518,371	14.65	1,557
9月末日	88,456,822.68	9,398,537	14.86	1,579
10月末日	84,636,786.80	8,992,659	14.59	1,550
11月末日	87,635,542.55	9,311,276	16.27	1,729
12月末日	86,669,178.23	9,208,600	16.68	1,772
2021年1月末日	85,510,989.49	9,085,543	16.97	1,803
2月末日	85,838,725.54	9,120,365	17.35	1,843

< 参考情報 >

< 純資産の推移 > (2014年4月9日(運用開始日)～2021年2月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率(注)
第一計算期間 (2014年3月5日～2014年10月末日)	17.80%
第二計算期間 (2014年11月1日～2015年10月末日)	8.57%
第三計算期間 (2015年11月1日～2016年10月末日)	-9.62%
第四計算期間 (2016年11月1日～2017年10月末日)	31.83%
第五計算期間 (2017年11月1日～2018年10月末日)	-3.74%
第六計算期間 (2018年11月1日～2019年10月末日)	3.20%
第七計算期間 (2019年11月1日～2020年10月末日)	-3.63%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については1口当たり当初発行価格(10米ドル)

< 参考情報 >



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該各期末日の1口当たり純資産価格(当該各年度の分配金の合計額を加えた額)

b=当該各年度の直前の年度の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配金の額)(2014年については、10米ドル)

(注2) 2014年については2014年4月9日(運用開始日)から同年末日まで、2021年については2021年1月1日から同年2月末日までの収益率となります。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一計算期間 (2014年3月5日 ~2014年10月末日)	26,354,619.511 (26,354,619.511)	6,561,290.189 (6,561,290.189)	19,793,329.322 (19,793,329.322)
第二計算期間 (2014年11月1日 ~2015年10月末日)	27,385,925.671 (27,385,925.671)	18,997,782.316 (18,997,782.316)	28,181,472.677 (28,181,472.677)
第三計算期間 (2015年11月1日 ~2016年10月末日)	13,786,373.263 (13,786,373.263)	10,446,421.567 (10,446,421.567)	31,521,424.373 (31,521,424.373)
第四計算期間 (2016年11月1日 ~2017年10月末日)	1,604,755.461 (1,604,755.461)	22,837,048.218 (22,837,048.218)	10,289,131.616 (10,289,131.616)
第五計算期間 (2017年11月1日 ~2018年10月末日)	6,756,982.230 (6,756,982.230)	5,964,036.059 (5,964,036.059)	11,082,077.787 (11,082,077.787)
第六計算期間 (2018年11月1日 ~2019年10月末日)	1,599,343.664 (1,599,343.664)	3,897,889.426 (3,897,889.426)	8,783,532.025 (8,783,532.025)
第七計算期間 (2019年11月1日 ~2020年10月末日)	766,434.496 (766,434.496)	3,750,716.516 (3,750,716.516)	5,799,250.005 (5,799,250.005)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

手続

受益証券は、申込人が購入を希望する受益証券の口数または価額を明記して購入申込通知を完成させ、管理事務代行会社へ送付することにより、購入することができる。購入申込通知書は管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。ただし、かかる購入申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう完成された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は、申込人の名義で受益証券を登録する。

受益証券の発行

受益証券は、以下の取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算される。

受益証券は、金額または受益証券口数により申込みを行うことができる。受益証券は、各発行日に、関連する発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行することができる。管理事務代行会社が一旦受け取った購入申込通知は取消不能である。

発行日の申込人1人当たりの最低申込価額または最低申込口数は、管理会社が、日本における販売会社および/または販売取扱会社と協議の上、随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数である。小数第3位までの端数の受益証券を発行することができる。

投資者が管理事務代行会社とともにその他の通貨で支払を行うよう調整しない限り、支払は基準通貨により行われることを要する。その他の自由に交換可能な通貨での支払は、基準通貨に交換され、（かかる為替換算コストの控除後の）交換手取金は、申込金の支払に充当される。為替換算は、投資者にとって多少の遅延およびコストの負担を伴うことがある。

申込総額の3%（税抜）を上限とする販売手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社が受領する販売手数料を除いた申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社により、当該発行日または管理会社が随時決定するその他の日から起算して6営業日以内の日（または当該6営業日目に決済を行うことができなかつた場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）に、受領されることを要する。

管理会社は、その単独裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかつた結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意による不履行に起因しない限り、サブ・ファンドに補償することを申込人に要求する権利を留保する。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則

を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人(データ主体)に関するすべての情報は(疑義を避けるために付言するならば、日本における販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、申込書または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および/または受託会社とのファンドへの投資経路による取引を通じて追加的に収集された情報を含む)、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679(EU一般データ保護規則)に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および/またはケイマン諸島のデータ保護法(改正済)(以下「データ保護法」という。)に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および/または受託会社によるファンドに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および/または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社(以下、総称して「関係各社」という。)はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)を適切な者に委託することもできる。

関係各社および/またはファンドが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者(以下「AML担当者」という。)は、受益者(すなわち購入申込者または譲受人)自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこともできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは

規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

C I M Aは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、受託会社および/または違反に同意したか、もしくは、違反を黙認した受託会社の取締役もしくは役員または違反を放置したことに帰責性があると証明された者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が大量破壊兵器の拡散、犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「F R A」という。)に対して、または、()大量破壊兵器の拡散、テロ行為またはテロリストへの資金提供もしくはテロリストの資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(改正済)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、適用される法律および規則に基づき、実質所有者および管理者のために、またそれらのために、またはそれらの代理人のために、マネー・ロンダリング、税務情報交換、規制およびケイマン諸島およびその他の法域における類似の事柄に関連して、関係各社が要請に応じて規制当局およびその他の者に開示することに同意する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング/テロ資金供与防止(A M L / C F T)法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのA M L / C F T適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのメールアドレスに宛てて管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

制裁

サブ・ファンドの受益証券は日本における販売会社および/または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および/または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込者および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授権された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（ ）米国財務省海外資産管理局（以下「OFAC」という。）によって維持されている、またはEUおよび/または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび/または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（ ）国際連合、OFAC、EUまたは英国によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込者に通知することなく、申込者が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込者との追加の取引および/または申込者のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込者が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および/または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

ケイマン諸島データ保護

データ保護法は、2019年9月30日に施行された。データ保護法は、国際的に認められているデータ保護の原則に基づいて、ファンドの法的要件を導入している。投資者となろうとする者は、ファンドへの投資ならびにファンドおよびその関連会社および/または代理人との関連する相互作用（申込書の記入を含み、適用可能な場合には電子通信または電話の記録を含む。）を行うことにより、または、受託会社に投資者（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を提供することにより、そのような個人は、データ保護法の範囲内で個人情報を構成する一定の個人情報を受託会社およびその関連会社および/または代理人（管理事務代行会社を含む。）に提供することになることに留意しなければならない。受託会社は、本個人情報に関するデータ管理者としての役割を果たし、その関連会社および/または管理事務代行会社などの受任者、投資運用会社およびその他の者はデータ処理者（または状況によりそれら自身の権利においてデータ管理者）としての役割を果たすものとする。

ファンドへの投資および/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、上述のことを詳細に読み、理解したことを認めるものとみなされるものとする。データ保護法の監督は、ケイマ

ン諸島のオンブズマン事務所の責任とする。ファンドによるデータ保護法の違反は、改善命令、罰金または刑事訴追の付託を含むオンブズマンによる強制措置につながる可能性がある。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。(明示的、黙示的または解釈によるものかを問わず)信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、サブ・ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社へ送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録する。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する最終的証拠となる。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できる。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の購入申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。購入申込みが拒絶された場合、申込金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更(投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、上記の変更に關係して日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した様式の書面によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および()管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

(2) 日本における販売

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず(また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず)、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

日本の投資者は、原則として日本における営業日の午後3時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、販売取扱会社または日本における販売会社が別段の取扱いを認める場合を除き、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。

発行価格は通常、発行日の翌営業日である計算日に算出される。日本における販売会社は、通常、計算日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

最低申込価額または最低申込口数は、管理会社が、日本における販売会社および/または販売取扱会社と協議の上、随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数である。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

受益証券の取得申込みにあたって、上限3.30%(税抜3.00%)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。ただし、管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

投資者は、原則として日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとする。申込金額および申込手数料は、販売取扱会社に対しては米ドルで、日本における販売会社に対する場合には円貨または米ドルで支払われるものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、日本における受渡日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行は、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

日本における販売会社および販売取扱会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社が絶対的裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人が自己の計算で受益証券を取得すること、および() 管理会社および日本における販売会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

前記「(1) 海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

「買戻日」とは、毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で受益証券の口数をもって行うことができる。買戻請求通知書は、管理事務代行会社から入手することができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の総口数を明記した上で、当該買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は取消不能である。

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、（ ）1口以上0.001口単位とし、（ ）受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とし、または（ ）日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定する単位とする。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、投資先ファンドに適用ある買戻制限を受けて、管理会社がその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期することができる。

純資産価格の算定が一時停止されている期間中（詳細については後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算の一時停止」の項参照）、受益証券の買戻しは行われない。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日から起算して6営業日以内（もしくは当該6営業日目以前に決済を行うことができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）または管理会社が随時決定するその他の日までに行われるものとする。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担で基準通貨で直接振込によって行われる。支払前の買戻代金に利息は付されないものとする。

受益証券の買戻代金の支払は、投資先ファンドの投資証券にかかる買戻代金のサブ・ファンドによる受領に依拠することがあり、したがって、かかる支払は延期されることがある。投資先ファンドの投資証券の買戻代金の受領遅延の可能性に関するより詳細な情報については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (イ) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - () いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。）、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (ロ) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数（もしあれば）に満たない場合。
- (ハ) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合。
- (ニ) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の合計額が、本書に定める最低口数または最低金額（もしあれば）を下回ることになる場合。
- (ホ) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (ヘ) 受益者が行いたいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なりスクを負う場合。
- (ト) 受益者が受益証券に関する購入申込金を支払わない場合。
- (チ) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (リ) サブ・ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (ヌ) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (ル) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記（イ）の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、買戻価格で買い戻すことができる。買戻価格は、買戻日の翌営業日である計算日に管理事務代行会社により算出される各買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、原則として日本における営業日の午後3時(日本時間)までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知を行うことにより、()1口以上0.001口単位、()受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位、または()日本における販売会社もしくは販売取扱会社が随時決定する単位による受益証券の買戻しを請求することができる。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、販売取扱会社または日本における販売会社が別段の取扱いを認める場合を除き、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日(原則として、毎営業日)の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

(注1) S M B C信託銀行の一部の支店等で買戻しの取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による買戻しのみを受け付ける場合がある。

(注2) S M B C信託銀行におけるインターネット取引での買戻しについては、S M B C信託銀行に照会のこと。

大量の買戻請求があった場合、前記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、原則として日本における約定日(通常、買戻請求受付日の翌営業日の日本における翌営業日)から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、販売取扱会社からは米ドルで、日本における販売会社からの場合には円貨または米ドルで支払われるものとする。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

3【スイッチング手続等】

サブ・ファンドの受益証券とファンドの他のサブ・ファンドの受益証券とのスイッチングは、行うことができない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の最直近の入手可能な市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの受益証券の基準通貨で計算するものとする。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

各評価日現在におけるサブ・ファンドの純資産価格は、基本信託証書に記載されている原則に従い、各計算日に算出される。

各評価日現在のサブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

(イ) 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、当該評価日現在の信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社のために管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。

(ロ) 次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含むが、これに限定されない。）を配分する。

(ハ) 最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額（もしあれば）を除外する。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

(イ) 最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、当該評価日終了現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。

(ロ) 次に、四捨五入して小数第2位（すなわち、セントの単位）まで算出する。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的なものであり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、またはサブ・ファンドに関連する信託証書補遺または英文目論見書で規定されない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

(イ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。

(ロ) 金融商品取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ金融商品取引所の最新の市場価格で評価する。

(ハ) 金融商品取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。

(ニ) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。

- (ホ) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (ヘ) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日現在で算定される。
- (ト) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- (イ) 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなされ、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
- (ロ) 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、サブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- (ハ) 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が適式に完了したものととして、取得の場合には織り込み、処分の場合には除き、取得の場合には総取得価格を織り込み、処分の場合には正味処分価格を除くものとする。
- (ニ) 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した収益または利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- (ホ) 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- (ヘ) サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切とみなすレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売呼値または最も高い市場の買呼値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

純資産価格の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算、ならびに/または受益証券の発行、買戻しおよび/もしくはスイッチングを、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止することができる。

- (イ) その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- (ロ) 緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- (ハ) サブ・ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接もしくは間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- (ニ) 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- (ホ) サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年10月31日に終了する。

（５）【その他】

発行限度額

サブ・ファンドの受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド（または場合によりファンド）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

（イ）サブ・ファンド（もしくは場合によりファンド）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

（ロ）その純資産価額が1,000万米ドルまたは管理会社および受託会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の金額を下回り、管理会社および受託会社が、日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上で、サブ・ファンドの終了を決定した場合。

（ハ）受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。

（ニ）基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。

（ホ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合。

（ヘ）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合。

（ト）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

管理会社は、投資先ファンドが終了した場合、サブ・ファンドを終了させる。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちに当該サブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、一部改定しまたは追加することができる。

管理会社または受託会社が、（ ）かかる修正、変更、一部改定、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないと判断すること、または（ ）かかる修正、変更、一部改定、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で証明しない限り、かかる修正、変更、一部改定、追加には、受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合による。）の承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、一部改定、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、60日前までに書面による通知をすることにより、または一定の場合には、一方当事者から他方当事者に対し、書面による通知をすることによりいつでも終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次の通りである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

残余財産分配請求権

ファンドまたはサブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、サブ・ファンドを他の法域に移動する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンドの受益者の議決を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、全サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、全サブ・ファンドの受益者決議(以下「受益者決議」という。)が必要である旨規定している。受益者決議は、(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管

理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの直近2計算期間の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。

日本語の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 106.25円

1【財務諸表】

(1)【2020年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

純資産計算書

2020年10月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価70,014,726.69米ドル (7,439,065千円))	1.2	84,841,441.86	9,014,403
投資有価証券売却未収金		768,000.00	81,600
受益証券販売未収金		500.00	53
資産合計		85,609,941.86	9,096,056
負債			
受益証券買戻未払金		756,054.45	80,331
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	59,696.64	6,343
未払投資運用会社報酬	4	47,923.09	5,092
未払弁護士費用		46,424.50	4,933
未払印刷および公告費用		28,378.32	3,015
未払専門家費用		13,883.90	1,475
未払代行協会員報酬	8	7,368.41	783
未払管理事務代行会社報酬	5	4,421.00	470
未払保管会社報酬	6	2,946.50	313
当座借越		2,416.05	257
未払管理会社報酬	3	2,211.38	235
未払受託会社報酬	2	1,236.09	131
その他の未払報酬		194.73	21
負債合計		973,155.06	103,398
純資産		84,636,786.80	8,992,659
発行済受益証券口数		5,799,250.005口	
受益証券1口当たり純資産価格		14.59米ドル	1,550円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

【損益計算書】

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

損益および純資産変動計算書

2020年10月31日終了会計年度

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	896.25	95
収益合計		896.25	95
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	809,401.81	85,999
投資運用会社報酬	4	649,773.19	69,038
代行協会員報酬	8	99,905.65	10,615
管理事務代行会社報酬	5	59,942.19	6,369
弁護士費用		45,794.49	4,866
保管会社報酬	6	39,950.75	4,245
管理会社報酬	3	29,983.36	3,186
印刷および公告費用		16,166.31	1,718
受託会社報酬	2	14,958.79	1,589
専門家費用		13,785.31	1,465
登録手数料		2,045.54	217
取引手数料		69.79	7
その他費用		568.15	60
費用合計		1,782,345.33	189,374
投資純損失		(1,781,449.08)	(189,279)
以下に係る実現純利益 / (損失)			
投資有価証券	1.2	10,850,760.36	1,152,893
外国為替	1.5	(65.03)	(7)
当期の投資純損失および実現純利益		9,069,246.25	963,607
以下に係る未実現評価益 / (損) の純変動額			
先渡為替予約	1.6	0.24	0
投資有価証券	1.2	(10,741,500.77)	(1,141,284)
運用による純資産の純減少額		(1,672,254.28)	(177,677)
資本の変動			
受益証券の販売		10,062,608.59	1,069,152
受益証券の買戻し		(56,739,069.00)	(6,028,526)
資本の純変動額		(46,676,460.41)	(4,959,374)
純資産、期首		132,985,501.49	14,129,710
純資産、期末		84,636,786.80	8,992,659

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド
統計情報

発行済受益証券口数、期末	
2018年10月31日	11,082,077.787 □
2019年10月31日	8,783,532.025 □
発行受益証券	766,434.496 □
買戻受益証券	(3,750,716.516) □
2020年10月31日	5,799,250.005 □
純資産、期末	米ドル
2018年10月31日	162,579,925.22 (17,274,117千円)
2019年10月31日	132,985,501.49 (14,129,710千円)
2020年10月31日	84,636,786.80 (8,992,659千円)
受益証券1口当たり純資産価格、期末	米ドル
2018年10月31日	14.67 (1,559円)
2019年10月31日	15.14 (1,609円)
2020年10月31日	14.59 (1,550円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

財務書類に対する注記

2020年10月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (c) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に決定される。
- (d) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 未実現評価損益の純変動額は当会計年度に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告年度に実現したことによる戻入れから構成される。
- (f) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る未実現評価損益の純変動額および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現評価損益の純変動額および実現純損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル)。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.65%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、投資運用報酬(年率0.60%)とサービス報酬(年率0.05%)から成る。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間12,500ユーロ)。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間3,000ユーロ)。

注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱うサブ・ファンドの受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.79%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．為替レート

2020年10月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	1.1669

注11．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注12．関連当事者取引

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売取扱会社および代行協会員ならびに販売会社は、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。関連当事者の報酬は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上されている。

投資運用会社は投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注13．当会計年度中の重要な事象

管理会社は、COVID-19のパンデミック状況下におけるサブ・ファンドの状況について評価を行い、金融市場は非常に不安定で世界中の健康状態が依然として困難な状況にあるものの、監査報告書日または近い将来において、サブ・ファンドを終了する予定はない旨確認している。管理会社は、受益者の最善の利益のために、サブ・ファンドの状況を引き続き注意深く監視する予定である。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後監査報告書日までに生じた重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
投資有価証券明細表
2020年10月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
459,030.90	Schroder International Selection Fund - Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	米ドル	70,014,726.69	84,841,441.86	100.24
投資信託合計			70,014,726.69	84,841,441.86	100.24
投資有価証券合計			70,014,726.69	84,841,441.86	100.24

投資有価証券の分類
2020年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.24
投資有価証券合計		100.24

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Statement of net assets at October 31, 2020**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Assets		
Investments at net asset value (cost USD 70,014,726.69)	1.2	84,841,441.86
Investments sold receivable		768,000.00
Subscriptions receivable		500.00
Total assets		85,609,941.86
Liabilities		
Repurchases payable		756,054.45
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	59,696.64
Investment Manager fees payable	4	47,923.09
Legal expenses payable		46,424.50
Printing and publishing expenses payable		28,378.32
Professional expenses payable		13,883.90
Agent Company fees payable	8	7,368.41
Administrator fees payable	5	4,421.00
Custodian fees payable	6	2,946.50
Bank overdraft		2,416.05
Manager fees payable	3	2,211.38
Trustee fees payable	2	1,236.09
Other fees payable		194.73
Total liabilities		973,155.06
Net assets		84,636,786.80
Number of units outstanding		5,799,250.005
Net asset value per unit		14.59

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2020

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Income		
Bank interest	1.4	896.25
Total income		896.25
Expenses		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	809,401.81
Investment Manager fees	4	649,773.19
Agent Company fees	8	99,905.65
Administrator fees	5	59,942.19
Legal expenses		45,794.49
Custodian fees	6	39,950.75
Manager fees	3	29,983.36
Printing and publishing expenses		16,166.31
Trustee fees	2	14,958.79
Professional expenses		13,785.31
Registration fees		2,045.54
Transaction fees		69.79
Other expenses		568.15
Total expenses		1,782,345.33
Net investment loss		(1,781,449.08)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	1.2	10,850,760.36
Foreign exchange	1.5	(65.03)
Net investment loss and realised gain for the year		9,069,246.25
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	0.24
Investments	1.2	(10,741,500.77)
Net decrease in net assets as a result of operations		(1,672,254.28)
Movement in capital		
Subscription of units		10,062,608.59
Repurchase of units		(56,739,069.00)
Net movement in capital		(46,676,460.41)
Net assets at the beginning of the year		132,985,501.49
Net assets at the end of the year		84,636,786.80

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Statistical information****Number of units outstanding at the end of the year**

October 31, 2018	11,082,077.787
October 31, 2019	8,783,532.025
Units issued	766,434.496
Units repurchased	(3,750,716.516)
October 31, 2020	5,799,250.005

Net assets at the end of the year**USD**

October 31, 2018	162,579,925.22
October 31, 2019	132,985,501.49
October 31, 2020	84,636,786.80

Net asset value per unit at the end of the year**USD**

October 31, 2018	14.67
October 31, 2019	15.14
October 31, 2020	14.59

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2020)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments and other assets

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (d) all other assets and liabilities are valued in good faith at the discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (e) net change in unrealised appreciation and depreciation comprises changes in the net asset value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised during the reporting year;
- (f) net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortized.

1.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis, recorded net of withholding tax.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2020)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)**1.5 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US dollar ("USD") are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gains and losses on foreign currencies is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

1.6 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and net realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Note 2 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates from time to time in effect.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.65% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fee is composed of an investment management fee (0.60% per annum) and of a service fee (0.05% per annum).

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2020)

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.06% per annum (with a minimum of EUR 12,500 per annum) of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.04% per annum (with a minimum of EUR 3,000 per annum) of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Distributor fees and Sales Handling Company fees

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.02% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition to the above fee, the Distributor and the Sales Handling Company are each entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.79% per annum for that portion of the net assets of the Series Trust corresponding to the units of the Series Trust handled by each of them, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.10% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Taxation**9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2020)

Note 10 - Exchange rate

The exchange rate against USD used as at October 31, 2020 is as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	1.1669

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Note 12 - Related party transactions

The Trustee, the Manager, the Administrator and Custodian, the Investment Manager, the Sales Handling Company, and the Agent Company and Distributor are considered as related parties to the Series Trust. Related party fees are recorded in the statements of operations and changes in net assets for the year.

The Investment Manager is considered as a related party to the Series Trust because it belongs to the same corporate group as the manager of the Underlying Fund.

Note 13 - Significant events during the year

The Manager has made an assessment of the situation of the Series Trust in the context of the COVID-19 pandemic and, while financial markets have been very volatile and the worldwide health situation remains difficult, confirms that it has no plan to terminate the Series Trust either as of the date of the Auditors' opinion or in the foreseeable future. The Manager will continue to closely monitor the situation of the Series Trust in the best interests of the unitholders.

Note 14 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Statement of investments at October 31, 2020**

(Expressed in US dollars)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
Investment fund			USD	USD	%
459,030.90	Schroder International Selection Fund – Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	USD	70,014,726.69	84,841,441.86	100.24
Total investment fund			70,014,726.69	84,841,441.86	100.24
Total investments			70,014,726.69	84,841,441.86	100.24

Classification of investments at October 31, 2020

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Luxembourg		%
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.24
Total investments		100.24

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

(2) 【2019年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

純資産計算書

2019年10月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価107,913,066.33米ドル (11,465,763千円))	1.2	133,481,282.27	14,182,386
投資有価証券売却未収金		1,393,000.00	148,006
銀行預金		6,674.08	709
受益証券販売未収金		2,000.00	213
資産合計		134,882,956.35	14,331,314
負債			
受益証券買戻未払金		1,639,669.24	174,215
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	90,849.13	9,653
未払投資運用会社報酬	4	72,931.47	7,749
未払印刷および公告費用		30,948.12	3,288
未払弁護士費用		22,703.71	2,412
未払専門家費用		13,236.75	1,406
未払代行協会員報酬	8	11,213.65	1,191
未払管理事務代行会社報酬	5	6,728.12	715
未払保管会社報酬	6	4,484.14	476
未払管理会社報酬	3	3,365.41	358
未払受託会社報酬	2	1,277.30	136
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.6,10	0.24	0
その他の未払報酬		47.58	5
負債合計		1,897,454.86	201,605
純資産		132,985,501.49	14,129,710
発行済受益証券口数		8,783,532.025口	
受益証券1口当たり純資産価格		15.14米ドル	1,609円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

【損益計算書】

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

損益および純資産変動計算書

2019年10月31日終了会計年度

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	38.04	4
収益合計		38.04	4
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	1,208,478.99	128,401
投資運用会社報酬	4	970,144.17	103,078
代行協会員報酬	8	149,164.71	15,849
管理事務代行会社報酬	5	89,497.20	9,509
保管会社報酬	6	59,648.98	6,338
印刷および公告費用		45,921.79	4,879
管理会社報酬	3	44,767.15	4,757
弁護士費用		42,485.07	4,514
受託会社報酬	2	15,376.76	1,634
専門家費用		13,154.61	1,398
設立費用の償却	1.3	8,655.82	920
登録手数料		2,091.29	222
その他費用		555.26	59
費用合計		2,649,941.80	281,556
投資純損失		(2,649,903.76)	(281,552)
以下に係る実現純利益 / (損失)			
投資有価証券	1.2	7,230,318.95	768,221
外国為替	1.5	(274.62)	(29)
当期の投資純損失および実現純利益		4,580,140.57	486,640
以下に係る未実現評価損の純変動額			
先渡為替予約	1.6	(0.24)	(0)
投資有価証券	1.2	(789,819.31)	(83,918)
運用による純資産の純増加額		3,790,321.02	402,722
資本の変動			
受益証券の販売		22,698,052.14	2,411,668
受益証券の買戻し		(56,082,796.89)	(5,958,797)
資本の純変動額		(33,384,744.75)	(3,547,129)
純資産、期首		162,579,925.22	17,274,117
純資産、期末		132,985,501.49	14,129,710

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド
統計情報

発行済受益証券口数、期末

2017年10月31日	10,289,131.616 □
2018年10月31日	11,082,077.787 □
発行受益証券	1,599,343.664 □
買戻受益証券	(3,897,889.426) □
2019年10月31日	8,783,532.025 □

純資産、期末

	米ドル
2017年10月31日	156,799,002.63 (16,659,894千円)
2018年10月31日	162,579,925.22 (17,274,117千円)
2019年10月31日	132,985,501.49 (14,129,710千円)

受益証券1口当たり純資産価格、期末

	米ドル
2017年10月31日	15.24 (1,619円)
2018年10月31日	14.67 (1,559円)
2019年10月31日	15.14 (1,609円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

財務書類に対する注記

2019年10月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (c) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に決定される。
- (d) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 未実現評価損益の純変動額は当会計年度に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告年度に実現したことによる戻入れから構成される。
- (f) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は2019年3月22日付で全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る未実現評価損益の純変動額および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現評価損益の純変動額および実現純損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル)。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.65%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、投資運用報酬(年率0.60%)とサービス報酬(年率0.05%)から成る。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間12,500ユーロ)。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間3,000ユーロ)。

注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱うサブ・ファンドの受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.79%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．先渡為替予約

2019年10月31日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	140.03	ユーロ	125.00	2019年11月12日	(0.24)
先渡為替予約に係る未実現評価損					(0.24)

注11．為替レート

2019年10月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	1.1175

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売取扱会社および代行協会員ならびに販売会社は、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。関連当事者の報酬は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上されている。

投資運用会社は投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

管理会社は、COVID-19のパンデミック状況下におけるサブ・ファンドの状況について評価を行い、金融市場は非常に不安定で世界中の健康状態が依然として困難な状況にあるものの、監査報告書日または近い将来において、サブ・ファンドを終了する予定はない旨確認している。管理会社は、受益者の最善の利益のために、サブ・ファンドの状況を引き続き注意深く監視する予定である。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（未監査）は<http://www.smbcnikko-lu.com>にて公表されている。

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後監査報告書日までに生じた重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Statement of net assets at October 31, 2019**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Assets		
Investments at net asset value (cost USD 107,913,066.33)	1.2	133,481,282.27
Investments sold receivable		1,393,000.00
Cash at bank		6,674.08
Subscriptions receivable		2,000.00
Total assets		134,882,956.35
Liabilities		
Repurchases payable		1,639,669.24
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	7	90,849.13
Investment Manager fees payable	4	72,931.47
Printing and publishing expenses payable		30,948.12
Legal expenses payable		22,703.71
Professional expenses payable		13,236.75
Agent Company fees payable	8	11,213.65
Administrator fees payable	5	6,728.12
Custodian fees payable	6	4,484.14
Manager fees payable	3	3,365.41
Trustee fees payable	2	1,277.30
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 10	0.24
Other fees payable		47.58
Total liabilities		1,897,454.86
Net assets		132,985,501.49
Number of units outstanding		8,783,532.025
Net asset value per unit		15.14

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2019**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
Income		
Bank interest	1.4	38.04
Total income		38.04
Expenses		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	7	1,208,478.99
Investment Manager fees	4	970,144.17
Agent Company fees	8	149,164.71
Administrator fees	5	89,497.20
Custodian fees	6	59,648.98
Printing and publishing expenses		45,921.79
Manager fees	3	44,767.15
Legal expenses		42,485.07
Trustee fees	2	15,376.76
Professional expenses		13,154.61
Amortisation of formation expenses	1.3	8,655.82
Registration fees		2,091.29
Other expenses		555.26
Total expenses		2,649,941.80
Net investment loss		(2,649,903.76)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	1.2	7,230,318.95
Foreign exchange	1.5	(274.62)
Net investment loss and realised gain for the year		4,580,140.57
Net change in unrealised depreciation on		
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	(0.24)
Investments	1.2	(789,819.31)
Net increase in net assets as a result of operations		3,790,321.02
Movement in capital		
Subscription of units		22,698,052.14
Repurchase of units		(56,082,796.89)
Net movement in capital		(33,384,744.75)
Net assets at the beginning of the year		162,579,925.22
Net assets at the end of the year		132,985,501.49

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Statistical information**

Number of units outstanding at the end of the year	
October 31, 2017	10,289,131.616
October 31, 2018	11,082,077.787
Units issued	1,599,343.664
Units repurchased	(3,897,889.426)
October 31, 2019	8,783,532.025

Net assets at the end of the year	USD
October 31, 2017	156,799,002.63
October 31, 2018	162,579,925.22
October 31, 2019	132,985,501.49

Net asset value per unit at the end of the year	USD
October 31, 2017	15.24
October 31, 2018	14.67
October 31, 2019	15.14

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2019)

Note 1 - Significant accounting policies**1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments and other assets

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (d) all other assets and liabilities are valued in good faith at the discretion of the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (e) net change in unrealised appreciation and depreciation comprises changes in the net asset value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for investments which were realised during the reporting year;
- (f) net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses were fully amortized as of March 22, 2019.

1.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis, recorded net of withholding tax.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2019)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)**1.5 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US dollar ("USD") are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gains and losses on foreign currencies is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

1.6 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and net realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Note 2 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates from time to time in effect.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.65% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fee is composed of an investment management fee (0.60% per annum) and of a service fee (0.05% per annum).

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2019)

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.06% per annum (with a minimum of EUR 12,500 per annum) of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.04% per annum (with a minimum of EUR 3,000 per annum) of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Distributor fees and Sales Handling Company fees

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.02% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition to the above fee, the Distributor and the Sales Handling Company are each entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.79% per annum for that portion of the net assets of the Series Trust corresponding to the units of the Series Trust handled by each of them, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.10% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Taxation**9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2019)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contract

As at October 31, 2019, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contract:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					USD
USD	140.03	EUR	125.00	12/11/19	(0.24)
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(0.24)

Note 11 - Exchange rate

The exchange rate against USD used as at October 31, 2019 is as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	1.1175

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Note 13 - Related party transactions

The Trustee, the Manager, the Administrator and Custodian, the Investment Manager, the Sales Handling Company, and the Agent Company and Distributor are considered as related parties to the Series Trust. Related party fees are recorded in the statements of operations and changes in net assets for the year.

The Investment Manager is considered as a related party to the Series Trust because it belongs to the same corporate group as the management company of the Underlying Fund.

Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2019)

Note 14 - Subsequent events

The Manager has made an assessment of the situation of the Series Trust in the context of the COVID-19 pandemic and, while financial markets have been very volatile and the worldwide health situation remains difficult, confirms that it has no plan to terminate the Series Trust either as of the date of the Auditors' opinion or in the foreseeable future. The Manager will continue to closely monitor the situation of the Series Trust in the best interests of the unitholders.

The unaudited net asset value per unit of the Series Trust is published on <http://www.smbcnikko-lu.com>.

There has been no other significant event after year-end up to the date of the Auditor's opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年2月末日現在)

	米ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	86,036,686.24	9,141,397,913
負債総額	197,960.70	21,033,324
純資産価額(-)	85,838,725.54	9,120,364,589
発行済受益証券口数	4,946,091.968口	
1口当たり純資産価格(/)	17.35	1,843

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

サブ・ファンドの受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産価額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 譲渡制限」を参照のこと。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2021年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億338万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,583円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらずUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、AIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2021年2月末日現在、管理会社は、以下のとおり分類される7本の投資信託を運営および管理している。

分類	内訳（純資産価額）
----	-----------

A分類	通貨建別 運用金額	米ドル建て： 4,330,407,501米ドル
		ユーロ建て： 2,957,220ユーロ
		日本円建て： 1,414,963,101,407円
		豪ドル建て： 26,868,855豪ドル
		ニュージーランド・ ドル建て： 548,545,051ニュージーランド・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 129.15円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2020年3月31日現在
（単位：ユーロ）

	注	2020年3月31日		2019年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、用具および備品	3	-	-	-	-
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	4	984,908	127,201	950,429	122,748
その他の売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	8	2,510	324	173,388	22,393
- 預金および手許現金		9,223,688	1,191,239	8,718,219	1,125,958
前払金		34,413	4,444	59,894	7,735
資産合計		10,245,519	1,323,209	9,901,930	1,278,834
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	703,379	5,446,220	703,379
- 準備金					
法定準備金	6	303,592	39,209	214,772	27,738
その他の積立金	7	1,668,114	215,437	1,445,530	186,690
		1,971,706	254,646	1,660,302	214,428
- 当期損益		2,094,486	270,503	1,776,405	229,423
		9,512,412	1,228,528	8,882,927	1,147,230
引当金					
- 納税引当金	8	470,150	60,720	756,072	97,647
- その他の引当金	9	94,426	12,195	115,443	14,909
		564,576	72,915	871,515	112,556
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		138,686	17,911	126,724	16,366
- その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	29,845	3,854	20,764	2,682
		168,531	21,766	147,488	19,048
負債合計		10,245,519	1,323,209	9,901,930	1,278,834

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2020年3月31日に終了した年度
（単位：ユーロ）

	注	2020年3月31日		2019年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	11.2	305,230	39,420	14,117,836	1,823,319
人件費					
給与および賃金		879,875	113,636	1,003,366	129,585
給与および賃金に係る社会保障費		99,959	12,910	104,573	13,506
補足年金費用		24,256	3,133	25,726	3,323
その他の社会保障費		64,103	8,279	97,430	12,583
		<u>1,068,193</u>	<u>137,957</u>	<u>1,231,095</u>	<u>158,996</u>
その他の営業費用	12.1	193,006	24,927	253,090	32,687
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		18,855	2,435	5,840	754
		<u>1,585,284</u>	<u>204,739</u>	<u>15,607,861</u>	<u>2,015,755</u>
法人所得税	8	694,356	89,676	622,870	80,444
当期利益		<u>2,094,486</u>	<u>270,503</u>	<u>1,776,405</u>	<u>229,423</u>
費用合計		<u>4,374,126</u>	<u>564,918</u>	<u>18,007,136</u>	<u>2,325,622</u>
収益					
純売上高	11.1	4,289,749	554,021	17,935,667	2,316,391
その他の営業収益	12.2	84,377	10,897	71,469	9,230
収益合計		<u>4,374,126</u>	<u>564,918</u>	<u>18,007,136</u>	<u>2,325,622</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2020年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I (以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正済)(以下「2010年法」という。)の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(随時改正済)(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U (以下「A I F M D」という。)の別紙 (以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別拳された一切の業務を行う。

2020年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム (「Q M S」)、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの8の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整		期首現在		期末現在	
	期首現在	期末現在	期首現在	期末現在	期首現在	期末現在	期首現在	期末現在
	価値総額	価値総額	累積額調整	累積額調整	価値純額	価値純額	価値純額	価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産								
内訳：								
- 家具、付帯設備	7,264	7,264	(6,020)	(7,264)	1,244	-		
- オフィス設備	26,619	26,619	(20,730)	(26,619)	5,889	-		
	33,883	33,883	(26,750)	(33,883)	7,133	-		

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4．債権

2020年3月31日および2019年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2019年度の利益に関しては、88,820ユーロが積立てられた（2018年度の利益に関しては、87,073ユーロ。）。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2019年3月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,405
損益の繰入額	-	88,820	1,465,534	222,050	1,687,584	(1,776,405)
分配済み配当金			(1,465,000)		(1,465,000)	
当期損益	-	-	-	-	-	2,094,486
2020年3月31日現在残高	5,446,220	303,592	909,514	758,600	1,668,114	2,094,486
	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2018年3月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,133	1,741,472
損益の繰入額	-	87,073	1,414,248	240,150	1,654,398	(1,741,472)
分配済み配当金			(2,500,000)		(2,500,000)	
当期損益	-	-	-	-	-	1,776,405
2019年3月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,405

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。

注9．その他の引当金

	2020年3月31日	2019年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	94,426	115,443
	<u>94,426</u>	<u>115,443</u>

注10．その他の債務

2020年3月31日および2019年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2020年3月31日	2019年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	9,529	20,764
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	20,316	-
	<u>29,845</u>	<u>20,764</u>

注11．純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

	2020年3月31日	2019年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	4,284,749	17,935,667
弁護士報酬	5,000	-
	<u>4,289,749</u>	<u>17,935,667</u>

2020年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド - 米ドルポートフォリオ（2019年7月31日付で償還した。）、日興リアル・アセット・ファンド - ユーロポートフォリオ（2019年7月31日付で償還した。）、日興リアル・アセット・ファンド - 円ポートフォリオ（2019年7月31日付で償還した。）、日興リアル・アセット・ファンド - 豪ドルポートフォリオ（2019年7月31日付で償還した。）、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ） - エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド（2019年11月20日付で償還した。）、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンド（2019年11月20日付で償還した。）および日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エネルギー・ファンドSM（2019年9月6日付で償還した。）から、当該四半期中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド(2019年4月26日付で償還した。)、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703およびクオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03(2020年3月31日以降の最初の純資産価額)から、毎月後払いされる、()サブ・ファンドの当初発行価格に()関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

	2020年3月31日	2019年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	-	13,817,735
その他の費用	305,230	300,101
	<u>305,230</u>	<u>14,117,836</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2020年3月31日	2019年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	193,006	253,090
	<u>193,006</u>	<u>253,090</u>

12.2 その他の営業収益

	2020年3月31日	2019年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	45,315	32,486
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金	11,700	11,700
償却済み投資信託からの現金	11,658	-
過年度からの税金の払戻し	13,576	24,964
その他	2,128	2,319
	<u>84,377</u>	<u>71,469</u>

注13. 従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2020年3月31日	2019年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

13.2 従業員

2020年3月31日および2019年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2020年3月31日	2019年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	2
従業員	3	3
	<u>7</u>	<u>7</u>

注14. 後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Balance sheet as at March 31, 2020
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2020 EUR	March 31, 2019 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	-	-
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	984 908	950 429
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	2 510	173 388
- Cash at bank and in hand		9 223 688	8 718 219
Prepayments		<u>34 413</u>	<u>59 894</u>
Total assets		<u>10 245 519</u>	<u>9 901 930</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	303 592	214 772
other reserves	7	<u>1 668 114</u>	<u>1 445 530</u>
		1 971 706	1 660 302
- Profit or loss for the financial year		<u>2 094 486</u>	<u>1 776 405</u>
		9 512 412	8 882 927
Provisions			
- Provisions for taxation	8	470 150	756 072
- Other provisions	9	<u>94 426</u>	<u>115 443</u>
		564 576	871 515
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		138 686	126 724
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>29 845</u>	<u>20 764</u>
		<u>168 531</u>	<u>147 488</u>
Total liabilities		<u>10 245 519</u>	<u>9 901 930</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2020
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2020 EUR	March 31, 2019 EUR
CHARGES			
Other external charges	11.2	305 230	14 117 836
Staff costs			
- Salaries and wages		879 875	1 003 366
- Social security on salaries and wages		99 959	104 573
- Supplementary pension costs		24 256	25 726
- Other social costs		<u>64 103</u>	<u>97 430</u>
		1 068 193	1 231 095
Other operating charges	12.1	193 006	253 090
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>18 855</u>	<u>5 840</u>
		1 585 284	15 607 861
Income tax	8	694 356	622 870
Profit for the financial year		<u>2 094 486</u>	<u>1 776 405</u>
Total charges		<u>4 374 126</u>	<u>18 007 136</u>
INCOME			
Net turnover	11.1	4 289 749	17 935 667
Other operating income	12.2	84 377	71 469
Total income		<u>4 374 126</u>	<u>18 007 136</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2020, the Company manages 8 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBNikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year	
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Fixed assets					
of which:					
-furniture, fixture and fittings	7 264	7 264	(6 020)	(7 264)	1 244
-office arrangements	<u>26 619</u>	<u>26 619</u>	<u>(20 730)</u>	<u>(26 619)</u>	<u>5 889</u>
	<u>33 883</u>	<u>33 883</u>	<u>(26 750)</u>	<u>(33 883)</u>	<u>7 133</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2020 and March 31, 2019 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 88 820 was made in respect of the profit of 2019 (EUR 87 073 in respect of the profit of 2018).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2019	5 446 220	214 772	908 980	536 550	1 445 530	1 776 405
Allocation of the result	-	88 820	1 465 534	222 050	1 687 584	(1 776 405)
Dividend distributed	-	-	(1 465 000)	-	(1 465 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 094 486</u>
Balance at March 31, 2020	<u>5 446 220</u>	<u>303 592</u>	<u>909 514</u>	<u>758 600</u>	<u>1 668 114</u>	<u>2 094 486</u>

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2018	5 446 220	127 699	1 994 731	296 400	2 291 133	1 741 472
Allocation of the result	-	87 073	1 414 248	240 150	1 654 398	(1 741 472)
Dividend distributed	-	-	(2 500 000)	-	(2 500 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 776 405</u>
Balance at March 31, 2019	<u>5 446 220</u>	<u>214 772</u>	<u>908 980</u>	<u>536 550</u>	<u>1 445 530</u>	<u>1 776 405</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet and tax advances are recorded under “Other receivables becoming due and payable within one year” in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2020	March 31, 2019
	EUR	EUR
Provision for general expenses	<u>94 426</u>	<u>115 443</u>
	<u>94 426</u>	<u>115 443</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2020 and March 31, 2019 are analysed as follows:

	March 31, 2020	March 31, 2019
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	9 529	20 764
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	<u>20 316</u>	<u>-</u>
	<u>29 845</u>	<u>20 764</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2020	March 31, 2019
	EUR	EUR
Management fees	4 284 749	17 935 667
Legal Commission	<u>5 000</u>	<u>-</u>
	<u>4 289 749</u>	<u>17 935 667</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2020 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund – USD Portfolio (liquidated on 31st July 2019), Nikko Real Asset Fund – EUR Portfolio (liquidated on 31st July 2019), Nikko Real Asset Fund – JPY Portfolio (liquidated on 31st July 2019), Nikko Real Asset Fund – AUD Portfolio (liquidated on 31st July 2019), Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund (liquidated on 20th November 2019), Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund (liquidated on 20th November 2019) and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM (liquidated on 6th September 2019), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund (liquidated on 26th April 2019), Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)**

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703 and from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 202003 (1st net asset value as from March 31 2020), a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external charges

	March 31, 2020	March 31, 2019
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	-	13 817 735
Other expenses	<u>305 230</u>	<u>300 101</u>
	<u>305 230</u>	<u>14 117 836</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income**12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2020	March 31, 2019
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>193 006</u>	<u>253 090</u>
	<u>193 006</u>	<u>253 090</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2020 (continued)****12.2 - Other operating income**

	March 31, 2020	March 31, 2019
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	45 315	32 486
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 700
Cash from liquidated Investment funds	11 658	-
Reimbursement tax from previous years	13 576	24 964
Other	<u>2 128</u>	<u>2 319</u>
	<u>84 377</u>	<u>71 469</u>

Note 13 - Staff and directors**13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2020	March 31, 2019
Directors	4	4

13.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2020 and March 31, 2019 was as follows:

	March 31, 2020	March 31, 2019
Senior Management	2	2
Middle Management	2	2
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>7</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 129.15円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2020年9月30日現在

(単位:ユーロ)

	2020年9月30日		2020年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	2,696	348	0	0
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	792,033	102,291	984,908	127,201
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	42,695	5,514	2,510	324
預金	8,429,955	1,088,729	9,223,688	1,191,239
手許現金	0	0	0	0
前払金	12,274	1,585	34,413	4,444
	<u>9,276,957</u>	<u>1,198,119</u>	<u>10,245,519</u>	<u>1,323,209</u>
資産合計	<u>9,279,653</u>	<u>1,198,467</u>	<u>10,245,519</u>	<u>1,323,209</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	703,379	5,446,220	703,379
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	408,317	52,734	303,592	39,209
その他の積立金	1,917,877	247,694	1,668,114	215,437
	<u>2,326,193</u>	<u>300,428</u>	<u>1,971,706</u>	<u>254,646</u>
- 当期損益	832,720	107,546	2,094,486	270,503
	<u>8,605,133</u>	<u>1,111,353</u>	<u>9,512,412</u>	<u>1,228,528</u>
引当金				
- 納税引当金	443,459	57,273	470,150	60,720
- その他の引当金	130,125	16,806	94,426	12,195
	<u>573,583</u>	<u>74,078</u>	<u>564,576</u>	<u>72,915</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	100,937	13,036	138,686	17,911
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	29,845	3,854
	<u>100,937</u>	<u>13,036</u>	<u>168,531</u>	<u>21,766</u>
負債合計	<u>9,279,653</u>	<u>1,198,467</u>	<u>10,245,519</u>	<u>1,323,209</u>

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書2020年4月1日から2020年9月30日までの期間
(単位：ユーロ)

	2020年9月30日		2019年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	134,302	17,345	305,230	39,420
人件費	504,570	65,165	1,068,193	137,957
流動資産要素に係る評価調整	(1)	(0)	0	0
その他の営業費用	85,195	11,003	193,006	24,927
その他の利息および類似財務費用	(2,664)	(344)	18,855	2,435
	<u>721,402</u>	<u>93,169</u>	<u>1,585,284</u>	<u>204,739</u>
法人所得税	275,899	35,632	694,356	89,676
	<u>997,301</u>	<u>128,801</u>	<u>2,279,640</u>	<u>294,416</u>
当期利益	<u>832,720</u>	<u>107,546</u>	<u>2,094,486</u>	<u>270,503</u>
費用合計	<u>1,830,020</u>	<u>236,347</u>	<u>4,374,126</u>	<u>564,918</u>
収益				
純売上高	1,763,820	227,797	4,289,749	554,021
その他の営業収益	66,209	8,551	84,377	10,897
その他の利息および類似財務収益	(9)	(1)	0	0
	<u>1,830,020</u>	<u>236,347</u>	<u>4,374,126</u>	<u>564,918</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計	<u>1,830,020</u>	<u>236,347</u>	<u>4,374,126</u>	<u>564,918</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」という。)は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがある。かかる活動には、他の投資信託の運用、有価証券の売買、投資顧問・運用顧問業務、仲介業務の提供およびその他の投資信託または会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行うことがある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面することがあるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の仲介手数料が通常の総合業務仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、業務またはその他の便益(調査業務、顧問業務、特殊なソフトウェアまたは調査業務に関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。)を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払は行われず、その代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品および業務には、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者(受託会社を除く。)は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社によりまたは受託会社の勘定で有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの勘定で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になることもあれば、利益にならないこともある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の事業年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) プレミアム・ファンズ・リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2020年12月末日現在、受託会社の授權資本金は50,000米ドル（1株当たり1米ドルの株式50,000株）であり、払込資本金は100米ドル（約10,625円）である。

事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（Maples FS Limited）の「管理子会社」（ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）に規定されている。）であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、銀行および信託会社法の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

資本金の額

2021年2月末日現在、90,154,448ユーロ（約116億円）

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。同社の目的は、自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

(3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2021年2月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は、投資信託受益証券を取り扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社（「投資運用会社」および「サービス・プロバイダー」）

資本金の額

2021年2月末日現在、4億9,000万円

事業の内容

シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社は、日本の金融商品取引法のもとでの金融商品取引業者であり、投資運用業務および日本の金融商品取引業者等へのサービス提供を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) プレミアム・ファンズ・リミテッド

信託証書の規定に従って、受託会社は、サブ・ファンドに関連して（関係する信託証書に基づく権限および職務の履行に際して）受託会社として負担し、または当事者となったすべての訴訟、司法手続、債務、コスト、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または催告について、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、コスト、司法手続、債務、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受け、かつ信託財産に対し求償権を有するものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任され、書面により通知されない限り、ファンドの存続期間とする。受託会社は少なくとも45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ファンドの管理事務代行、登録代行兼義書換代理人を務めるサブ・ファンドの管理事務代行会社として任命された。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。）は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故（自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場

の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。)の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出(種類または性質を問わない。)のうち、()同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、()管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に直接または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約(以下「保管契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社(以下「保管会社」という。)としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行う。

(4) シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うサブ・ファンドの資産の投資および再投資に関して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を投資運用会社として選任した。

投資運用契約に基づき、投資運用会社の義務および責任に関し、投資運用会社の悪意、故意の不履行、現実の詐欺、重過失または適用法の不注意による業務懈怠もしくは違反がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為の責任から、投資運用会社は免責される。

また、投資運用契約に基づき、サービス・プロバイダーとして、日本におけるサブ・ファンドの販売に関して、管理会社の業務を代理して、投資先ファンドに関する一定の情報の提供、文書の作成・翻訳、説明等のサービスを、日本における販売会社等の日本の金融取引業者等に提供する。

3【資本関係】

管理会社のすべての株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、代行協会員および日本における販売会社であるS M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

(b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一例は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数

料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- (a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について

すべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければなら

い。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の（ ）および（ ）に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（改正済）の第12編
 - (C) 有限責任事業組合法（改正済）の第8編
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

- (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば秘密情報公開法(改正済)、犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)または薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

() 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに依りて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年4月30日 有価証券報告書 / 募集事項等記載書面

2020年7月31日 半期報告書

第5【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙等に、管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、販売取扱会社および/またはサブ・ファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・ サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「投資信託は銀行預金ではなく、預金保険の対象外である。また、銀行等の登録金融機関で購入した場合、投資者保護基金の支払の対象外である。投資信託は値動きがあり、元本の保証はなく、値下がりリスクがある。」

「サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下する。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。」
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (6) 目論見書に、目論見書の別称として「投資信託説明書」という名称を使用する。
- (7) 目論見書に、目論見書の使用開始日を記載することがある。
- (8) 受益証券の券面は、発行されない。

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	(2014年10月31日から始まる)毎年10月31日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
会計年度または計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日(場合に応じて)から始まり、決算日(同日を含む。)に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
A E O I	()1986年内国歳入法第1471項から1474項、関連する法令および指針ならびに同様の金融口座情報報告および/または源泉税制度を実施しようとするその他の法域において規定される法令および指針、()金融口座情報の自動的交換に関するO E C D基準 - 共通報告基準(以下「C R S」という。)および関連する指針、()政府間の協定、条約、規制、指針、基準またはその他ケイマン諸島(またはその他ケイマン諸島の政府機関)およびその他の法域(その政府機関を含む。)との間で、上記()および()に記載される法令、指針または基準に準拠し、促進し、補足し、実行するために締結された協定、および()上記で略述された事項を実行するケイマン諸島の法令および指針をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)をいう。
営業日	ルクセンブルグ、米国およびケイマン諸島の銀行が営業している日で、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日(土曜日、日曜日またはクリスマス・イブを除く。)、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
計算日	関係する評価日の翌営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	サブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺に定める条件およびミューチュアル・ファンド規則に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
日本における販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または信託証書補遺に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	(a) () 米国人、() ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨同盟の参加諸国の法定通貨をいう。
投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券（派生商品を含む。）、ローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。）をいう。
投資運用契約	管理会社がサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。

投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、団体もしくは法人をいう。
発行日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格(買付価格)	サブ・ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるサブ・ファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(随時改正される。)をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの受益証券(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券)に関して、当該サブ・ファンドの信託財産(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部)を構成するすべての資産の額から、当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する負債)の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書補遺および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり純資産価格	サブ・ファンド(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ)の関連する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、サブ・ファンドの信託財産(または、場合によってはサブ・ファンドの関連するクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部)の純資産価額を発行済みのサブ・ファンド(または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズ)の受益証券口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。
英文目論見書	ファンドに関する英文目論見書(随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。)をいう。
基準通貨	サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。
受益者名簿	信託証書補遺に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。

ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)をいう。
買戻日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
販売取扱会社	株式会社S M B C 信託銀行、または、管理会社および日本における販売会社がサブ・ファンドに関して随時任命することができるその他の個人、団体もしくは法人をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社との間の2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証書(随時、修正および追補される。)および2014年3月5日付信託証書補遺に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズシュロージャー日本株式ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	(a) 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) 当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
買付申込通知	サブ・ファンドの受益証券(または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺(随時改正または補完されることがある。)をいう。
一時停止	一つまたは複数のサブ・ファンド(またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券の純資産価格の計算、ならびに/または受益証券の発行および買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託証書	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺によって補完された基本信託証書をいう。

信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および信託証書に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	プレミアム・ファンズ・リミテッド、または信託証書補遺に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	（ a ）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
アメリカ合衆国ドル または米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（ A ）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（ B ）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（ a ）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

日本円

日本の法定通貨をいう。

別紙 B

投資先ファンドの概要

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドである
ジャパニーズ・エクイティ
クラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券

本別紙 B は、シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるジャパニーズ・エクイティ（以下「投資先ファンド」という。）の2021年3月付英文目論見書（全体版）（以下「投資先ファンド英文目論見書」という。）に基づき、投資先ファンドの詳細情報の概要について作成されたものである。投資先ファンド英文目論見書の写しを精査することを希望する者は、サブ・ファンドの管理会社（S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ）に連絡することを推奨される。プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド（以下、本別紙 B において「シュロージャー日本株式ファンド」という。）の投資戦略は、その資産の実質的にすべてをかける一つのサブ・ファンド（投資先ファンド）のクラスに投資することである。本別紙 B に含まれる概要は、相当の注意および配慮をもって作成されたが、必ずしも投資先ファンド英文目論見書と同程度に詳細であるとは限らない。シュロージャー日本株式ファンド（シュロージャー日本株式ファンドは、更にもその資産の実質的にすべてを投資先ファンドに投資する。）の受益証券に投資するか否かの判断にとって重要なすべての情報を含むようあらゆる努力が行われているが、本別紙 B 中に含まれる情報は、一般的利用のためのみに提供されたものであること、および、シュロージャー日本株式ファンドの受託会社（プレミアム・ファンズ・リミテッド）、管理会社またはそれらの関連会社のいずれも、本別紙 B の内容の正確性または完全性について明示的または黙示的な保証を与えていないことに留意されたい。本別紙 B において他に定義されていない用語は、投資先ファンド英文目論見書において当該用語に付与されている意味を有するものとする。

1. 投資先ファンドの概要

構造

投資先投資法人は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「公開有限責任会社（societe anonyme）」として設立されたオープン・エンド型投資法人で、変動資本を有する会社型投資信託（以下「SICAV」という。）としての適格性を有している。投資先投資法人は、個別のサブ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）を運営しており、各サブ・ファンドは一または複数の投資証券クラスにより表章される。サブ・ファンドは、その特定の投資方針またはその他の特定の特性により区別される。

投資先投資法人は、単一の法主体を構成するが、各サブ・ファンドの資産は、対応するサブ・ファンドの投資主の排他的利益のために投資されるものとし、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの債務、コミットメント、および義務についてのみ責任を負う。

投資先投資法人の取締役（以下「取締役」という。）はいつでも、新規サブ・ファンドの創設および/または各サブ・ファンド内における一または複数の投資証券クラスの設定を決定することができ、投資先ファンド英文目論見書はそれに応じて改訂される。更に、取締役はいつでも、追加申込みのために、サブ・ファンド、またはサブ・ファンド内における一または複数の投資証券クラスを閉鎖することを決定できる。

一部の投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所または他の公認の証券取引所に上場する場合がある。

設立国

ルクセンブルグ大公国

監督官庁

ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「金融監督委員会」という。）

営業日

投資先ファンドの投資証券に関して、営業日とは、元日、聖金曜日、復活祭の翌日、クリスマス・イブ、クリスマス、およびクリスマスの翌日を除く平日をいう。

取引日

投資先ファンドの投資証券に関して、取引日とは、投資先ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の計算停止期間に含まれない営業日をいう。シュローダー・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「投資先ファンドの管理会社」という。）はまた、関連する現地証券取引所および/または規制市場が取引および決済を行っているか否か勘案することができ、また、休業している現地証券取引所および/または規制市場においてサブ・ファンドのポートフォリオの大部分が投資されている場合、当該休業をサブ・ファンドの非取引日として扱うことを選択することができる。サブ・ファンドについて予定される非取引日のリストは、請求に応じて投資先ファンドの管理会社から入手可能であり、またインターネットのサイト（www.schroders.lu）上でも入手可能である。

投資先投資法人設立日

1968年12月5日

投資先ファンドの設立日

1993年8月2日

投資先投資法人の管理会社および所在地事務代行会社

シュローダー・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（Schroder Investment Management（Europe）S.A.）

ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ 1736 ハーヘンホフ通り5番

投資先ファンドの投資運用会社

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

郵便番号100-0005 日本国東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラスト・タワー21階

投資先投資法人の保管受託銀行

J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ 2633、トレヴェエ通り6番、ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネス・センター

投資先投資法人の独立監査人

プライスウォーターハウスクーパーズ監査法人

（PricewaterhouseCoopers, Societe cooperative）

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ 2182、ゲルハルト・メルカトル通り2番

主要な法律顧問

エルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所

(Elvinger Hoss Prussen)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ 1340 ウィンストン・チャーチル・プレース2番

主要な支払代理人

H S B C フランス、ルクセンブルグ支店

(HSBC France, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ 1160 アブランシュ通り16番

投資先投資法人の名義書換事務代行会社

H S B C フランス、ルクセンブルグ支店

(HSBC France, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ 1160 アブランシュ通り16番

投資証券クラス

各サブ・ファンドは、クラスA、クラスAX、クラスA1、クラスB、クラスC、クラスCB、クラスCI、クラスCN、クラスCX、クラスD、クラスE、クラスF、クラスI、クラスIZ、クラスIA、クラスIB、クラスIC、クラスID、クラスIE、クラスJ、クラスK、クラスP、クラスPI、クラスR、クラスS、クラスU、クラスX、クラスX1、クラスX2、クラスX3、クラスX4、クラスX5、クラスX6、クラスX7、クラスX8、クラスX9、クラスYおよびクラスZの投資証券クラスを創設することができる。投資証券クラスによっては、成功報酬を請求することができる。

取締役は、各サブ・ファンド内に異なる投資証券クラスを設定することを決定することができ、その資産は、一般に、関連するサブ・ファンドの特有の投資方針に基づいて投資されるが、特定の手数料構造、表示通貨またはその他特定の特性が各投資証券クラスに適用されることがある。個別の投資証券1口当たり純資産価格は、これらの様々な要因により異なる場合があり、各投資証券クラス毎に計算される。

投資者は、すべての販売会社がすべての投資証券クラスを募集するわけではないことを了解している。

投資証券は、通常、累積型投資証券として発行される。分配型投資証券は、取締役の裁量により、いずれかのサブ・ファンド内においてのみ発行される。投資者は、各投資証券クラスおよびサブ・ファンド内においていずれかの分配型投資証券が入手可能であるか否か、管理会社または自らの販売会社に問い合わせることができる。

クラス 投資証券

クラス 投資証券は、以下の投資者に対してのみ募集される。

(A) 関連する申込書が受領される時点において、顧客による当該投資証券への投資に係る報酬体系を定める契約を締結しているシュローダーの顧客であり、かつ

(B) 金融監督委員会が発行するガイドラインまたは推奨によって随時定義される機関投資家である投資者

投資先投資法人は、機関投資家とみなすことができない投資者に対して、クラス 投資証券を発行したり、またはクラス 投資証券を転換したりしない。取締役は、その裁量により、関連する投資者の機関投資家としての適格性に係る十分な証拠を投資先ファンドの名義書換事務代行会社が受領する日まで、機関投資家に限定されるクラス 投資証券の申込みの受諾を遅延することができる。いずれかの時点において、クラス 投資証券の保有者が機関投資家でないと思われる場合、取締役は、当該保有者が自らの投資証券を、機関投資家限定ではない関連するサブ・ファンド内の投資証券クラス(ただし、裏付け投資対象に関して同様

の特徴を有する投資証券クラスが存在することを条件とするが、必ずしも当該投資証券クラスにつき支払われる手数料および費用に関して同様の特徴を有する投資証券クラスが存在することを条件とするものではない。)に転換するよう提案することを投資先ファンドの信義書換事務代行会社に対し指図する。投資主がかかる転換を拒絶する場合、取締役は、その裁量により、投資先ファンド英文目論見書の規定に従って、関連する投資証券を償還するよう投資先ファンドの管理会社に指図する。

とりわけ、クラス 投資証券は、代替的報酬体系に対応するよう設定されており、当該体系によって、投資者はシュローダーの顧客とされ、シュローダーから直接的に運用報酬を請求されるため、関連するサブ・ファンドの純資産からは、クラス 投資証券についていかなる運用報酬も支払われない。クラス 投資証券は、投資先ファンドの保管受託銀行および投資先ファンドの管理会社に対して支払われる手数料ならびにその他の料金および費用のうち自らの比例割当分を負担する。

投資家による投資先ファンドのクラス 投資証券の取得に関しては、いかなる当初費用または販売費用もかからない。

2. 投資目的および投資方針

投資先投資法人の唯一の目的は、投資リスクを分散し、その投資主に対し、ポートフォリオの運用結果を提供するため、投資先投資法人が利用可能な資金を、譲渡性のある証券およびその他あらゆる種類の認可資産（デリバティブを含む。）に投資することである。

投資先ファンドの特有の投資目的および投資方針は、日本企業の株式および株式に関連する有価証券に投資することにより、3年間から5年間にわたって東証株価指数（TOPIX）^{（注1）}（配当込み）を超える元本の成長（報酬控除後）を達成することである。

投資先ファンドはアクティブ運用され、日本企業の株式および株式関連証券への投資割合はその資産の3分の2以上とする。また、投資先ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することもある。

投資先ファンドは、投資利益の獲得、リスクの軽減または投資先ファンドのより効率的な運営のためにデリバティブを利用することがある。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社の格付制度に基づき、TOPIX（配当込み）よりも高いサステナビリティスコアを総合的に維持している。投資先ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセスできる投資先ファンドのウェブページ上の「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループへの直接投資を行わない。

投資先ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるTOPIX（配当込み）を超えていることをもって評価される。投資先ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みである。投資先ファンドの投資運用会社は、その裁量により投資を行い、投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがある。投資先ファンドの投資運用会社は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがある。当該ベンチマークは、投資先ファンドと比較して環境や社会的特性または持続可能な投資目的を考慮していない。

ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットである。

投資先ファンドは、TOPIX（配当込み）（米ドルヘッジ）^{（注2）}を参照して運用される。

（注1）TOPIXは、東証等の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウは東証等が有している。

（注2）投資先ファンドの投資運用会社により、当該指数は投資先ファンドの通貨である米ドルにヘッジしたものである。

投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドのために投資対象を選定する際にガバナンスおよびサステナビリティに関する基準を適用する。投資可能なユニバースは、いくつかの独自のツールおよび外部の格付サービスを用いて評価される。

投資先ファンドの投資運用会社は、すべての潜在的保有についてデュー・デリジェンス（経営陣との面談を含む。）を行い、広範な要因にわたって企業のガバナンス面、環境面および社会面のプロフィールを評価する。このプロセスは、シュローダーの独自のサステナビリティツール（ポートフォリオのための既存のおよび潜在的な投資対象がどの程度投資先ファンドのサステナビリティ基準を満たしているかを評価するための鍵となる情報投入手段である。）により得られた定量分析により裏付けられる。場合によっては、シュローダーのサステナビリティ基準を下回っている企業が現実的な期間内にシュローダーのサステナビリティ基準を満たすと投資先ファンドの投資運用会社が独自の分析および経営陣との継続的な関わりにより確信する場合には、かかる企業は、シュローダーのサステナビリティ基準を下回っているにもかかわらず、投資対象にふさわしいとされることがある。

企業が投資先ファンドで保有するのにふさわしいとされるためには、その利害関係者（顧客、従業員、供給会社、株主および規制機関を含む。）に対して責任を果たす姿勢を見せることが求められる。投資先ファンドは、その事業が良好なガバナンスを示しており、かつ、利害関係者を公平に扱うことを目指している企業を選定する。

投資先ファンドの投資運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

投資先ファンドの投資運用会社は、以下の事項を確保する。

投資先ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること

投資先ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに発展途上国により発行されたソブリン債の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。

3．投資リスク

1．一般的リスク

過去の実績は将来の運用成績を示唆するものではなく、投資証券は、マネー・マーケット・ファンドの投資証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、投資主は当初投資した金額を回収できないことがある。投資先ファンドの通貨が投資者の自国通貨と異なる場合、または投資先ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

2．投資目的リスク

投資目的は、意図される投資結果を表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境次第で、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になることもある。投資先ファンドが投資目的を達成する可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

3．規制リスク

投資先投資法人はルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局が定める投資者保護のための規制が一切適用されないおそれがあることに留意すべきである。更に、投資先ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、投資先ファンドは、受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、投資先ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、投資先ファンドが投資範囲を最大限に利用することができなくなることがある。

4．投資証券の取扱いの停止リスク

投資者は、投資証券の換金または転換を行う権利が停止される場合があることに留意すべきである。
(後記「停止または延期」を参照のこと。)

5．流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難になった場合に発生する。非流動的な証券への投資先ファンドによる投資は、投資先ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができないために、投資先ファンドのリターンを減少させることがある。高い市場リスクおよび/もしくは信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。非流動的な証券は、価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

6．インフレ/デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより将来において金銭価値が下落した場合に、投資先ファンドの資産または投資先ファンドの投資収益の価値が下落することがあるというリスクである。インフレが進行するにつれて、投資先ファンドのポートフォリオの実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下落することがあるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、投資先ファンドのポートフォリオの価値を下げる可能性がある。

7．デリバティブリスク

特定の投資目的を達成するためデリバティブを利用するサブ・ファンドにとって、デリバティブのパフォーマンスがサブ・ファンドおよびその投資主にとってプラスの効果をもたらすと保証はない。

各サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ、差金決済契約もしくは同様の特徴を有するその他のデリバティブに関して、かかるデリバティブ商品を取引する際、および/または、かかるデリバティブ商品の想定元本の増減に関して費用および手数料を負担することがある。かかる手数料の金額は、固定である場合もあれば、変動する場合もある。この点に関して各ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および当該受領者が投資先投資法人の保管受託銀行、投資先ファンドの投資運用会社または投資先投資法人の管理会社と有することがある提携関係（該当する場合）の情報は、年次報告書において入手可能である。

8．ワラント・リスク

投資先ファンドがワラントに投資する場合、一般に、当該ワラントの価格、パフォーマンスおよび流動性は、原株式に連動するが、ワラント市場の変動性が大きいいため、これらは一般に、原株式より大きく変動する。ワラントの変動性に関連する市場リスクに加えて、合成型ワラントの発行体が原株式の発行体と異なる場合、合成型ワラントに投資するサブ・ファンドは、合成型ワラントの発行体が取引に基づく義務を履行しないというリスクを負い、その結果、投資先ファンド、ひいてはその投資主が損失を被ることがある。

9．先物取引、オプション取引および先渡取引リスク

投資先ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。先物取引には、高度のリスクを伴うことがある。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、投資先ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなることがあるため、当該指示の効力が生じないことがある。

オプションの取引にも、高度のリスクが伴うことがある。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。投資先ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、投資先ファンドはその額を優に超える損失を被ることがある。投資先ファン

ドはまた、買主がオプションを行使し、投資先ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産の対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有する投資先ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減されることがある。

先渡取引およびオプションの購入（特に、店頭で取引され、中央清算機関を通じて決済されないもの）には、より増幅された取引相手方リスクが伴う。取引相手方が債務不履行に陥ると、投資先ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られないことがある。このことにより、未実現利益が失われることがある。

10．エクイティ・リンク債リスク

エクイティ・リンク債のリターン構成要素は、単一証券、証券バスケットまたは株価指数のパフォーマンスに基づいている。当該商品に対する投資は、原証券の価格が下落した場合、元本喪失を引き起こすことがある。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。このようなリスクは、株式への直接投資においても見受けられる。支払われるべきエクイティ・リンク債のリターンは、対象となる株価の変動に関係なく、評価日の特定の時間に決定される。投資のリターンまたは利回りが発生するという保証はない。エクイティ・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

投資先ファンドは、一定の市場（例えば、直接投資が可能ではない新興市場および発展途上国の市場）にアクセスするために、エクイティ・リンク債を利用することがある。このアプローチは、当該商品の流通市場の欠如、原証券の非流動性および投資先市場が閉鎖した場合における当該商品の売却の困難性等の追加リスクを引き起こすことがある。

11．店頭取引に関連する一般的なリスク

店頭市場で取引されている商品は、取引量が少ないことがあり、主に証券取引所で取引されている商品より価格が不安定である場合がある。かかる商品は、より幅広く取引されている商品よりも流動性が低いことがある。更に、かかる商品の価格が未公表のディーラーのマーク・アップを含んでいる場合があり、投資先ファンドが購入価格の一部として支払うことがある。

12．取引相手方リスク

投資先投資法人は、ブローカー、決済機関、市場における取引相手方およびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに取引を行う。投資先投資法人は、支払不能、破産またはその他原因の如何を問わず、かかる取引相手方の債務不履行のリスクにさらされる。

投資先ファンドは、投資先ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債、債券またはワラントなどの商品に投資することができる。かかる商品は、一連の取引相手方により発行されており、投資対象を通じて投資先ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体の取引相手方リスクにさらされる。

サブ・ファンドは、慎重な監督に服し、かつこの種類の取引を専門とする一流機関とのみスワップ契約を含む店頭デリバティブ取引を行う。原則として、一流機関とのデリバティブ取引の取引相手方リスクは、取引相手方が金融機関の場合には投資先ファンドの純資産の10%、その他の場合には当該純資産の5%を超えてはならない。しかしながら、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、実際の損失が当該制限を超えることがある。

13．担保管理に関する特有のリスク

OTC金融デリバティブ商品への投資、証券貸付取引、レポ契約および現先取引から生じる取引相手方リスクは、通常、投資先ファンドのために担保を譲渡するか、または、担保に質権設定することにより軽減される。ただし、取引を完全に担保により保証することはできない。投資先ファンドに関して支払われる手数料

およびリターンを担保により保証することはできない。取引相手方が債務不履行となった場合、投資先ファンドは、実勢市場価格にて受領した非現金担保を売却する必要がある場合がある。かかる場合、投資先ファンドは、特に担保の価格決定の不正確さもしくは担保の監視、不利な市場動向、担保発行体の信用格付けの悪化または担保が取引される市場の非流動性に起因する損失を実現する可能性がある。担保の売却が困難であることにより、投資先ファンドが買戻請求に応じる能力に遅延が生じるか、または、能力が制限されることがある。

投資先ファンドは、（許可された場合に）受領した現金担保を再投資する際に損失を被ることもある。かかる損失は、行われた投資の価値の下落により生じることがある。かかる投資の価値の下落により、投資先ファンドが取引の条件により義務付けられるとおり取引相手方に返還することが可能な担保の金額が減額となることがある。投資先ファンドは、当初受領した担保と取引相手方に返還することが可能な金額の差額を補償するよう要求されることがあるため、投資先ファンドに損失が生じる結果となる。

14．保管業務に関するリスク

投資先投資法人の資産は、保管受託銀行により安全に保管されているが、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行が投資先投資法人の全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。投資先投資法人の資産は、保管受託銀行の帳簿において投資先投資法人に属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、投資先投資法人の全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

15．中小型株式への投資リスク

中小型株式に投資するサブ・ファンドは、その他のサブ・ファンドよりも価格が不安定であることがある。中小型株式は、大型株式と比較して、投資元本の成長の機会を多く提供することがあるが、一定の特有なリスクを伴うこともある。中小企業は、大企業より限られた商品ライン、市場もしくは財源を有するか、または少人数であったり、経験の浅い経営陣に依存している可能性が高い。中小型株式は、とりわけ、市場が下降局面にある間は流動性に欠け、短期間において価格変動が起き、かつ取引価格のスプレッドが拡大することがある。中小型株式はまた、店頭市場もしくは地方証券取引所において取引するか、またはその他限られた流動性を有することがある。

その結果、中小型株式への投資は、大型株式に対する投資に比して、悪材料の影響を受けやすく、投資先ファンドが実勢市場価格でかかる中小型株式のポジションを取ることもしくは売却することが困難となることがある。更に、中小型株式に関する情報が公に入手できない場合または中小型株式に対する市場の関心が低い場合およびかかる証券の価格が発行体の予定利益または資産の全額を反映するのに長時間を要する場合がある。

16．テクノロジー関連企業への投資リスク

テクノロジー分野に対する投資は、異なるセクターの株式に投資するよりも、リスクおよび変動性が高まる可能性がある。投資先ファンドが投資する可能性のある同セクターの株式は、世界の科学またはテクノロジーの発達の影響を受ける可能性が高く、当該会社の製品または業務が急速に陳腐化することがある。当該会社の中には、政府の規制に従う製品または業務を提供するため、政府の方針から悪影響を受ける会社もある。結果として、市場、リサーチまたは規制の後退を受けて、投資先ファンドが投資する投資対象の価格が急落することがある。

17．不動産関連会社の証券投資リスク

主に不動産業に従事する会社の証券への投資リスクには、不動産価格の周期的性質、一般的かつ現地の経済情勢に関連するリスク、競争過剰および競争激化、財産税および運営費用の増加、人口動向および賃貸収入の変動、土地利用に関する法律の変更、災害または収用による損失、環境リスク、賃料に関する規制上の制限、近隣不動産価格の変更、関係当事者リスク、テナントの不動産に対する興味の変化、金利の上昇およびその他不動産資本市場の影響が含まれる。一般に、金利が上昇すると資金調達費用が増加する。これにより、投資先ファンドの投資対象の価格が直接または間接的に下落することがある。

不動産市場は、時おり、株式市場および債券市場と同様の値動きをしないことがある。不動産市場は、株式市場または債券市場との相関性がなく、値動きがプラスにもマイナスにも動くことが多いため、不動産市場に対する投資が投資先ファンドのパフォーマンスに対し、有利な、または不利な影響を及ぼすことがある。

18．新規公開株式への投資リスク

投資先ファンドは、中小型株式であることが多い新規公開株式に投資することがある。このような証券には取引実績が存在せず、また当該中小型株式に関する情報は限られた期間しか入手することができないことがある。新規公開株式に含まれる証券の価格は、取引実績のある証券より大きな価格変動の影響を受けることがある。

19．証券貸付およびレポ取引に連動する特定のリスク

証券貸付およびレポ取引には一定のリスクを伴う。投資先ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レポ取引には、投資先ファンドにおいてオプションまたは先渡しデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券担保ローンは、取引相手方の債務不履行または経営難の場合には、回復が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、投資先ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

取引相手方に対する投資先ファンドのエクスポージャーは、取引相手方が取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時に投資先ファンドに対する取引相手方の債務を弁済し、または取引相手方に貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、投資先ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分を投資先ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

投資先ファンドが後記「投資制限 5．担保の管理」の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関して取引相手方から得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ないリターンしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、投資先ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限されるリスクがあり、ひいては、投資先ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力を制限するおそれがある。

20．利益相反の可能性

投資先ファンドの投資運用会社および投資先投資法人の最終的な持株会社ならびに世界中の子会社および関連会社（以下「シュローダー」という。）は、投資先投資法人に対する投資先ファンドの投資運用会社の責務と利益相反する可能性を伴う持分を投資先ファンドの投資運用会社またはシュローダーが直接または間接的に保有する取引を行うことがある。投資先ファンドの投資運用会社およびシュローダーのいずれも、かかる取引または何らかの関連取引によって生じたかまたは受領されたあらゆる利益、手数料または報酬につ

き、投資先投資法人に対する説明責任を負わないものとし、また投資運用会社の報酬も、別段の規定がない限り減額されない。

投資先ファンドの投資運用会社は、かかる取引につき、当該利益相反の可能性が存在していなかった場合よりも投資先投資法人に対して不利にならない条件で実行されるよう確保する。投資先ファンドの投資運用会社またはシュローダーは、投資先投資法人に直接または間接的に投資することがあるため、利益または責務が相反する可能性が生じる場合がある。

成功報酬が得られるとの見込みが、投資先ファンドの投資運用会社において、成功報酬が得られない場合よりもリスクの高い投資を行わせる可能性がある。

自らの職務を遂行するにあたり、投資先ファンドの預託機関は、誠実、公正、専門的に、独立して、かつ、投資先投資法人および投資先投資法人の投資者の利益のためにのみ行為するものとする。投資先ファンドの預託機関は、投資先投資法人に関して、投資先投資法人、投資先投資法人の投資者、投資先ファンドの管理会社および投資先ファンドの預託機関の間で利益相反を生じるおそれのある活動を行ってはならない。ただし、投資先ファンドの預託機関が、職務上および組織上、受託業務の遂行を潜在的に利益相反を生じるおそれのある他の業務から切り離しており、かつ、潜在的な利益相反が適切に特定、管理、監視され、投資先投資法人の投資者に開示されている場合はこの限りでない。

21．投資ファンド

投資先ファンドは、別段の開示がない限り、自らの資産の全部またはほぼ全部を投資ファンドに投資することがあり、サブ・ファンドが関係する資産に直接または投資ファンドを通じて間接的に投資するか否かにかかわらず、本「別紙B」で特定される投資リスクの適用がある。

サブ・ファンドが投資ファンドに投資することにより、運営、管理、保管および運用に係る報酬／費用の合計額が増加することがある。ただし、投資先ファンドの投資運用会社は、運用報酬の減額交渉に努める予定であり、かかる減額は関連するサブ・ファンドのみの利益のために行われる。

22．持分証券

投資先ファンドが株式または株式関連の投資対象に投資する場合、持分証券の価値は、実際もしくは感覚的に不利な経済状況、企業業績の全般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動または全体的な投資家心理の悪化といった、特定の会社に特段の関連性を有しない一般的な市況によって下落する場合がある。また、持分証券の価値は、労働力不足または生産コストの増加および産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する場合がある。持分証券は、一般に、確定利付証券よりも価格変動が大きい。

23．投資主の税効率

投資主に対する税引後リターンは、投資主の税務上の居住地における現地税規則に左右される。

オーストリア、および英国といった一定の国においては、ファンド・オブ・ファンズからの投資リターンのより大きな割合が、単一戦略ファンドの場合よりも高い税率で投資主によって課税される結果となるような税規則が存在している。

これらの税規則は、投資先ファンドの投資運用会社がファンド・オブ・ファンズのために選定した投資対象が、投資主の居住国の税務当局が制定した一定の基準を満たしていないとみなされる場合に適用される。

英国において、「ノン・レポーティング・ファンド」の投資対象からのリターンは、全部が収益として扱われる場合があるため、ファンド・オブ・ファンズによる収益として申告する義務がある。したがって、ファンド・オブ・ファンズからの投資主のリターンの大部分は、資本でなく収益として扱われ、現時点ではキャピタル・ゲインに係る税率よりも一般に高い税率で、課税される。

ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドの投資運用会社は、投資主に対するこれらの現地税規則の影響を最小限に留めるために、「レポーティング・ファンド」としての適格性を有する投資対象を選定するよ

う努める。ただし、かかる投資対象が、投資先ファンドの投資運用会社の一定の戦略目的を充足することができない可能性も存在し、その場合、「ノン・レポーティング・ファンド」を取得せざるを得ないことがある。

投資先ファンドの投資運用会社は、投資主が規則に従って自らの税務上の債務を算出することができるよう、現地税規則に基づき要求されるあらゆる必要な申告を行う。

24. ベンチマーク規則

ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)および「ベンチマーク」とみなされるその他の指数は、国際指針およびその他の規制上の指針ならびに改革案の対象となっている。かかる改革の中にはすでに効力が生じているものもあるが、未だ実施されていないものもある。かかる改革により、かかるベンチマークがこれまでとは異なるパフォーマンスを見せるか、もしくは完全になくなることになる可能性があり、または予測することができないその他の結果がもたらされる可能性がある。かかる結果は、ベンチマークに連動している投資対象に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

EU域内におけるベンチマーク改革の鍵となる要素は、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資信託のパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する欧州議会および理事会規則(EU) 2016/1011(ベンチマーク規則)である。

ベンチマーク規則の範囲は広く、ロンドン銀行間取引金利等のいわゆる「クリティカル・ベンチマーク」である指数のほか、他の多くの金利指数、ならびに投資先投資法人、投資先投資法人の管理会社またはその委託先が締結する金融商品(本投資対象を含む。)および/またはその他の金融契約において参照されるその他の指数(「独自の」指数または戦略を含む。)にも適用される可能性がある。

ベンチマーク規則は、以下のいずれかの状況を含め、「ベンチマーク」となる指数に連動している投資対象に重大な影響を及ぼすおそれがある。

- (A) 「ベンチマーク」となる指数について、当該指数の管理者が認可を取得していないか、または(適用ある経過規定に従い)同等の規制のないEU域外の法域に拠点を置いている場合(英国のEUからの「合意なき」離脱に起因している可能性がある場合を含む。)には、当該指数を「ベンチマーク」となる指数として用いることができない。かかる場合、特定の「ベンチマーク」および適用ある投資条件に応じて、投資対象は上場廃止されるか、調整されるか、償還されるか、またはその他の影響を受けるおそれがある。
- (B) ベンチマーク規則の条件を遵守するため、「ベンチマーク」の方法またはその他条件が変更される可能性があり、かかる変更は、金利もしくは水準を低下させ、もしくは上昇させる効果または公表された金利もしくは水準のボラティリティに影響を及ぼす効果をもたらすおそれがあり、投資条件の調整(計算事務代行会社はその裁量により金利または水準を決定することを含む。)につながる可能性がある。

25. ヘッジ投資証券クラスに関するリスク

投資証券クラスは、利用可能な場合、取締役の裁量により、様々な通貨(以下、それぞれを「参照通貨」という。)をもって募集することができる。投資証券クラスは、通貨建て投資証券クラスまたは通貨ヘッジ投資証券クラスである場合があり、当該投資証券クラスにはその旨が指定される。

ヘッジ投資証券クラスの目的は、投資先ファンド通貨と参照通貨の間の為替レートの変動による影響を抑えることにより、投資先ファンドの投資対象のパフォーマンス・リターンを投資者にもたらすことである。そのため、ヘッジ投資証券クラスのパフォーマンスは、投資先ファンドの基準通貨建て投資証券クラスのパフォーマンスと同等のものとなることを目指す。ヘッジ取引の価格決定に投資先ファンド通貨と参照通貨の金利差が少なくとも部分的に反映されるため、ヘッジ投資証券クラスはかかる金利差を除去しない。採用されるヘッジ戦略が、参照通貨に対する為替エクスポージャーを完全になくし、それにより手数料調整後の金利差のみを反映したパフォーマンス差を実現するのに有効となる保証はない。

関連する場合、かかるヘッジ取引は参照通貨の価値が関連する投資先ファンド通貨に対して下落しつつあるか、または上昇しつつあるかを問わず締結されることがあるため、かかるヘッジが行われる場合には参照通貨に対する投資先ファンド通貨の価値の下落から関連する投資証券クラスの投資者を実質的に保護することができる可能性があるが、同時に投資者が投資先ファンド通貨の価値の上昇による利益を得ることが妨げられる可能性があることに留意すべきである。

26. サステナビリティ・リスク

投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮する。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、投資先ファンドの投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。環境リスクの例としては、気候変動による洪水の発生の可能性の増加、および関連する海面上昇が挙げられる。洪水は、不動産会社および保険会社等、さまざまな発行体に影響を与え、かつ当該企業への投資価額に悪影響を与える可能性がある。社会的リスクの例として、児童労働等の不適切な労働慣行の存在が挙げられる。かかる慣行を用いていることが判明した企業、またはそのような慣行を用いていることを認識しているサプライヤーと契約した企業は、適用法に違反している可能性、および/または市場から否定的にみなされる可能性がある。ガバナンス・リスクの例として、性別多様性を確保する必要性が挙げられる。企業の報告で多様性の欠如が示された場合、または性別による業務上の差別が報道された場合、当該企業に対する市場心理に悪影響を及ぼし、かつその株価に影響を及ぼす可能性がある。また、持続可能な業務および慣行を保護または奨励するための新たな規制、税制または業界基準が導入されるリスクがあり、かかる変更は、新たな要件への適応が不十分とみなされる発行体に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資先ファンドは、（金融サービス・セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088（SFDR）第8条に規定される）環境的または社会的特性を有する。かかる特性のある投資先ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。したがって、投資先ファンドは、投資に類似の基準を適用していないその他のファンドをアンダーパフォームする可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、投資先ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

4. 投資制限

取締役は、投資先投資法人資産の投資およびその投資活動に関して以下の制限を採用している。かかる投資制限および方針は、投資先投資法人の最善の利益に適合すると取締役が判断する場合、随時、取締役によって修正されることがあり、その場合、投資先ファンド英文目論見書は改訂される。

ルクセンブルグの法律によって課される投資制限は、各サブ・ファンドが遵守しなければならない。下記1（D）の制限は、投資先投資法人全体として適用される。

1. 譲渡性のある証券および流動資産への投資

（A）投資先投資法人は、以下に投資する。

（1）規制市場で認可されたまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。

（2）最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

（ ）発行要項には、証券取引所または定期的取引が行われ、公認および公開されている別の規制市場への正式上場の認可申請を行う旨の誓約が含まれる。

（ ）かかる承認は、発行から1年以内に確保される。

- (3) EUのUCITS IV指令第1条第2項a号およびb号に規定されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)および/またはその他の2010年法第2条第2項に規定される投資信託(以下「UCI」という。)の受益証券(設立国がEU加盟国であるか否かを問わない。)。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- () かかるその他のUCIは、金融監督委員会がEU法と同程度と判断する監督に服するとする法令で、監督当局の協力が十分に確保されている法令により認可されたものであること。
 - () かかるその他のUCIの投資主に対する保護水準はUCITSの投資主に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV指令の要件と同等であること。
 - () かかるその他のUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - () 取得を予定しているUCITSまたはその他のUCIの資産の(合計で)10%を超えて、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (4) 信用機関の要求払いの預金または引き出すことができる預金で、12か月以内に満期となるもの。ただし、信用機関がEU加盟国に登記上の事務所を有するか、EU非加盟国に登記上の事務所がある場合には、EU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する健全性規則に従っているものでなければならない。
- (5) 規制市場で取引されるデリバティブ(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引されるデリバティブ。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- () 裏付けとなるものは、本投資制限1(A)に記載される証券、サブ・ファンドの投資目的に従いサブ・ファンドが投資することができる金融指数、金利、外国為替または通貨でなければならない。
 - () 店頭デリバティブ取引の相手方は、健全性監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - () 店頭デリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの評価に従うものとし、随時、投資先投資法人の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- (6) 短期金融商品の発行または発行体が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制市場で取引されていない短期金融商品。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- () 中央政府、地方自治体、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - () 規制市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品、または
 - () EU法に規定する基準に従い健全性監督に服している発行体により発行または保証される短期金融商品、または
 - () 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社で、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

また、投資先投資法人は、本投資制限1 A (1)、A (2)およびA (6)に記載するものを除き、サブ・ファンドの純資産価格の最大10%までを譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。

(7) 2010年法が規定する条件に基づき、かつ同法が規定する範囲内で、投資先投資法人は、ルクセンブルグの法律および規制により認められる最大限の範囲において、(i) フィーダーUCITS (以下「フィーダーUCITS」という。) またはマスターUCITS (以下「マスターUCITS」という。) のいずれかとしての資格を有するサブ・ファンドを設定すること、() 既存のいずれかのサブ・ファンドをフィーダーUCITSに転換すること、または() いずれかのフィーダーUCITSのマスターUCITSを変更することができる。フィーダーUCITSは、その資産の少なくとも85%を別のマスターUCITSの受益証券に投資するものとする。フィーダーUCITSは、その資産の15%を上限として、以下の一または複数の形態により保有することができる。

- 後記(B) に従った付随的な流動資産

- ヘッジ目的でのみ使用されることがあるデリバティブ

本投資制限3を遵守する目的上、フィーダーUCITSは、デリバティブに関する自らのグローバル・エクスポージャーにつき、上記に基づく自らの直接的なエクスポージャーと、以下のいずれかを合計することにより計算するものとする。

- フィーダーUCITSのマスターUCITSへの投資に比例した、デリバティブに対するマスターUCITSの実際のエクスポージャー、または

- フィーダーUCITSのマスターUCITSへの投資に比例した、マスターUCITSの約款または設立文書に規定されるデリバティブに対するマスターUCITSの潜在的な最大グローバル・エクスポージャー

(B) 各サブ・ファンドは、付随的な流動資産を保有することができる。デリバティブ・エクスポージャーを裏付けるために利用される流動資産は、付随的な流動資産とはみなされない。

(C)

(1) 各サブ・ファンドは、同一の発行体(また、デリバティブを組み込む仕組金融商品の場合には、仕組金融商品の発行体および原証券の発行体の両方) が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその純資産価額の10%を超えて投資することができない。各サブ・ファンドは、同一の機関にその純資産の20%を超えて預金することができない。店頭デリバティブ取引におけるサブ・ファンドの取引相手方に対するリスクのエクスポージャーは、取引相手方が本投資制限1 (A) (4) に記載する信用機関の場合にはその純資産の10%、その他の場合には5%を超えてはならない。

(2) 更に、いずれかのサブ・ファンドが、当該サブ・ファンドの純資産価額の5%を単独で超過する発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資している場合、かかるすべての投資の合計額は当該サブ・ファンドの純資産価額の40%を超過してはならない。この制限は、健全性監督に服する金融機関への預金および当該機関との店頭デリバティブ取引には適用されない。本投資制限1 (C) (1) に記載される個別の制限にかかわらず、サブ・ファンドは、以下のものを合計してはならない。

- その純資産の20%を超過して単一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資

- その純資産の20%を超過して行われる単一機関への預金、

- その純資産の20%を超過して単一機関について行われた店頭デリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(3) 本投資制限1 (C) (1) に記載される10%の制限は、EU加盟国、その地方自治体、もしくは適格国、または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品については、35%を上限とすることができる。

(4) 本投資制限1(C)(1)に記載される10%の制限は、その登記上の事務所がEU加盟国内にある高格付けの信用機関により発行され、当該債務証券保有者を保護する目的上、法律により特別な公的監督に服する債務証券については、25%を上限とする。ただし、当該債務証券の発行により生じる金額は、法律の適用ある規定に基づき、当該債務証券の全有効期間中、当該債務証券から生じる債務をカバーするのに十分な資産であって、かつ、当該発行体の不履行の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充足される資産に投資されなければならない。

(5) サブ・ファンドがその資産の5%を超えて上記に記載する一発行体が発行する債務証券に投資する場合、かかる投資の合計価額はサブ・ファンドの資産価額の80%を超過してはならない。

(6) 本投資制限1(C)(3)および(C)(4)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(C)(2)に記載される40%の制限の計算には含まれない。本投資制限1(C)(1)、(C)(2)、(C)(3)および(C)(4)に記載される制限は、合計することができない。したがって、本投資制限1(C)(1)、(C)(2)、(C)(3)および(C)(4)に従って実行される、同一発行体が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品、または当該機関への預金もしくはデリバティブへの投資価額は、いかなる場合も、合計で各サブ・ファンドの純資産価額の35%を超えてはならない。指令2013/34/EUまたは公認の国際的な会計基準に従い定義される、連結会計の目的上同一グループに属する投資先法人は、本投資制限1(C)に記載される制限の計算においては単一発行体とみなされる。

サブ・ファンドは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その純資産の20%を上限として投資することができる。

(7) 本投資制限1(D)に記載される制限を害することなく、本投資制限1(C)に記載する制限は、サブ・ファンドの投資方針の目的が金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成の複製を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%とする。ただし、以下の条件を充足する場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分に分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

上記に記載する制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が極めて高い規制市場での例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。ただし、35%を上限とする投資は、単一の発行体にもみ許される。

(8) いずれかのサブ・ファンドが、リスク分散の原則に従い、EU加盟国、その地方自治体、もしくは適格国、または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、譲渡性のある証券または短期金融商品に投資する場合、投資先投資法人は、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額の100%を、かかる証券に投資することができる。ただし、当該サブ・ファンドは、少なくとも6種類以上の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ一銘柄の証券価額が当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超過してはならない。

リスク分散の原則について相当の注意を払うことを条件として、サブ・ファンドは、その設立日から6か月間は、本投資制限1(C)に記載する制限を遵守することを要しない。

(D)

(1) 投資先投資法人は、通常、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

(2) 各サブ・ファンドは、(a) 単一発行体の議決権のない株式の10%、(b) 単一発行体の債務証券の価額の10%、(c) 同一発行体の短期金融商品の10%を超えて取得してはならない。ただし、上記(b)および(c)の制限は、取得時において、債務証券もしくは短期金融商品の合計額または発行済証券の純額が計算できない場合には、これを無視することができる。

本投資制限1(D)(1)および(2)に記載される制限は、以下については適用されない。

- (1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - (2) その他の適格国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - (3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品、または
 - (4) EU非加盟国で設立された会社の資本で保有される株式で、同会社は、その資産を主として当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資し、当該国の法令により、かかる保有が当該サブ・ファンドの資産による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法であることを示していること。ただし、当該会社はその投資方針において、2010年法第43条、第46条、ならびに第48条第1項および第2項に記載する制限を遵守する。
- (E) いかなるサブ・ファンドも、投資先ファンド英文目論見書付録 に別途記載されるファンドおよび付録 の投資目的および投資方針に規定するフィーダーUCITSとして特定されるファンドを除き、その純資産の10%を超えてUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資してはならない。また、フィーダーUCITSとして特定されるファンドを除き、以下の制限が適用されるものとする。
- (1) サブ・ファンドがその純資産の10%を超えてUCITSおよび/またはUCIの受益証券に投資することを認められる場合、当該サブ・ファンドは、その純資産の20%を超えて単一UCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資してはならない。UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計でサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。
 - (2) サブ・ファンドが、共通の管理もしくは支配により、または元本もしくは議決権の10%超の直接もしくは間接的な保有により投資先投資法人に関連するか、または投資先ファンドの投資運用会社に関連する管理会社により運用されるその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、投資先投資法人がかかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券に投資していることを理由として、申込手数料または償還手数料が投資先投資法人に課されないことがある。前文に記載される、サブ・ファンドによる投資先投資法人に関連するUCITSおよびその他のUCIへの投資について、関連するサブ・ファンドの資産の該当部分に対して運用報酬が請求されることはないものとする。投資先投資法人は、関連するサブ・ファンド、ならびに当該サブ・ファンドが該当期間中に投資したUCITSおよびその他のUCIの両方に対して請求される運用報酬総額をその年次報告書に記載する。
 - (3) サブ・ファンドは、同一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券または投資証券を、25%を超えない範囲で取得することができる。かかる制限は、取得時点において、発行済みの受益証券または投資証券の総額が計算できない場合、当該時点においてこれを無視することができる。複数のサブ・ファンドを有するUCITSまたはその他のUCIの場合、かかる制限は、関係するUCITS/UCIにより発行されたすべての受益証券または投資証券、統合されたすべてのサブ・ファンドを参照することにより適用される。
 - (4) サブ・ファンドが投資するUCITSまたはその他のUCIが保有する裏付け投資対象は、本投資制限1(C)に基づき定める投資制限の目的上、考慮しなければならないものではない。
- (F) サブ・ファンド(以下「投資サブ・ファンド」という。)は、投資先投資法人が、会社による自社の株式の申込み、取得および/または保有に関する1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)の要件に従うことなく、一または複数のサブ・ファンド(以下、それぞれ「ターゲット・サブ・ファンド」という。)によって発行される証券を申込み、取得および/または保有することができる。ただし、以下の条件に基づくものとする。
- (1) ターゲット・サブ・ファンド(複数を含む。)は、当該ターゲット・サブ・ファンド(複数を含む。)に投資する投資サブ・ファンドに投資しないこと。
 - (2) 取得が予定されているターゲット・サブ・ファンド(複数を含む。)の資産の10%を超えて、他のターゲット・サブ・ファンドの受益証券に投資しないこと。

- (3) ターゲット・サブ・ファンド(複数を含む。)の投資証券に付随する議決権(もしあれば)は、関係する投資サブ・ファンドが保有する限りにおいて、計算書類および定期報告書における適切なプロセスを害することなく停止されること。
- (4) いかなる場合においても、これらの証券が投資サブ・ファンドによって保有される限りにおいて、2010年法によって課される純資産の最低基準を検証する目的上、かかる証券の価額は投資先投資法人の純資産の計算に勘案されないこと。

2. その他の資産への投資

- (A) 投資先投資法人は、貴金属、コモディティ、またはこれらを表章する証券のいずれにも投資しない。また、投資先投資法人は、貴金属またはコモディティのデリバティブを取り扱わない。かかる制限は、投資先投資法人が、貴金属もしくはコモディティを裏付けとする金融商品またはそのパフォーマンスが貴金属もしくはコモディティに連動している金融商品に投資することにより貴金属またはコモディティに対するエクスポージャーを取得することを妨げるものではない。
- (B) 投資先投資法人は、不動産またはそれに対するオプション、権利または持分の売買を行わない。ただし、投資先投資法人は、不動産もしくはそれに対する持分を担保とする証券または不動産もしくはそれに対する持分に投資する会社が発行する証券に投資することができる。
- (C) 投資先投資法人は、本投資制限1(A)(3)および(6)に記載する譲渡性のある証券、短期金融商品、またはその他の金融商品のアンカバード・セールを行ってはならない。
- (D) 投資先投資法人は、合計でサブ・ファンドの純資産価額の10%を超過しない場合(その場合は一時的な措置として行う。)を除き、いずれのサブ・ファンドの勘定でも借入れを行うことができない。当該制限の目的上、バック・ツー・バック・ローンは、借入れとみなされない。
- (E) 投資先投資法人は、いずれかのサブ・ファンドの勘定で保有される証券について、抵当権、質権、譲渡担保権を設定せず、その他負債の担保を設定しない。ただし、前記(D)に記載する借入れに関連して必要な場合は除き、この場合、かかる抵当権、質権、または譲渡担保権の設定は、各サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えてはならない。スワップ取引、オプションおよび為替先物または先物取引に関して、分別された勘定における証券またはその他の資産の預託は、本目的上、抵当権、質権、または譲渡担保権の設定とはみなされないものとする。
- (F) 投資先投資法人は、その投資目的および投資方針を追求するために引受けまたは下引受けによる投資が認められた証券を取得することができる。
- (G) 投資先投資法人は、サブ・ファンドごとに、投資証券が販売される国の規制当局が要求することがある追加的な制限を遵守する。

3. デリバティブ

本投資制限1(A)(5)に記述するとおり、投資先投資法人は、各サブ・ファンドに関して、デリバティブに投資することができる。

投資先投資法人は、デリバティブに関する各サブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーが当該サブ・ファンドの純資産総額を超過しないよう確保するものとする。したがって、サブ・ファンドの全般的なリスク・エクスポージャーは、その純資産総額の200%を超過しないものとする。また、この全般的なリスク・エクスポージャーは、いかなる状況においても、いずれかのサブ・ファンドの純資産総額の210%を超過しないよう、一時借入れ(本投資制限2(D)に記載される。)により10%を超えて増加してはならない。

デリバティブに関するグローバル・エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方リスク、当面の市場動向、およびポジションの清算可能時期を勘案して計算される。これは、以下にも適用されるものとする。

各サブ・ファンドは、その投資方針の一環として、本投資制限1(A)(7)および1(C)(5)に規定する制限の範囲内で、デリバティブに投資することができる。ただし、原資産に対するそのエクスポージャーは、総額で本投資制限1(C)(1)から(7)に規定する投資上限を超過してはならない。

サブ・ファンドが、本投資制限1(C)(1)から(7)の規定に準拠する、指数を基礎とするデリバティブに投資する場合、かかる投資額は、本投資制限1(C)に規定する上限額と合計する必要はない。かかるデリバティブの対象指数の構成に関するレビューおよびリバランシングの頻度は、日次、週次、月次、四半期毎、または年次と指数によって異なる。リバランシングの頻度は、関連するサブ・ファンドの投資目的のパフォーマンスとの関係において経費に関して何ら影響を及ぼさない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合には、かかる制限の要件への適合については、デリバティブも勘案しなければならない。その他の資産を裏付けとする譲渡性のある証券または短期金融商品は、デリバティブを内包するとはみなされない。

サブ・ファンドは、2010年法ならびに関連するルクセンブルグの法律または施行規則、通達および金融監督委員会の意見(以下「本規制」という。)の制限の範囲内で、投資目的のため、およびヘッジ目的のため、デリバティブを用いることができる。いかなる状況においても、かかる商品および技法の使用によって、サブ・ファンドが、その投資方針または投資目的から逸脱してはならないものとする。サブ・ファンドがヘッジする可能性のあるリスクは、例えば市場リスク、外国為替リスク、金利リスク、信用リスク、変動リスク、またはインフレ・リスクである。

各サブ・ファンドは、投資先ファンド英文目論見書付録に定める条件および各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い、店頭で取引される金融デリバティブ商品(トータル・リターン・スワップ、差金決済契約または同様の特徴を有するその他の金融デリバティブ商品を含むがこれらに限定されない。)に投資することができる。かかる店頭デリバティブは、保管が可能な範囲で、投資先ファンドの保管受託銀行により保管されるものとする。

トータル・リターン・スワップは、一方の当事者(トータル・リターン支払者)が他方の当事者(トータル・リターン受領者)に参照債務のエコノミック・パフォーマンス全体を移転する契約である。エコノミック・パフォーマンス全体には、金利および報酬による収益、市場動向による損益ならびに貸倒損失が含まれる。

サブ・ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは、ファンデッド・スワップおよび/またはアンファンデッド・スワップの形態をとる場合がある。アンファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が取引開始時にアップフロントの支払いを行わないスワップをいい、ファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が参照資産のトータル・リターンと引き換えにアップフロント金額を支払うスワップをいい、したがって、アップフロントの支払いを行う必要があることからコストが高くなる可能性がある。

直接的および間接的な運用経費および手数料を控除した、トータル・リターン・スワップから生じるすべての収入は、各サブ・ファンドに還元される。

店頭デリバティブに関する契約

サブ・ファンドは、店頭デリバティブに関する契約を締結することができる。サブ・ファンドが締結する、トータル・リターン・スワップ、差金決済契約、レポ取引および逆レポ取引または同様の特徴を有するその他のデリバティブといった店頭金融デリバティブ取引の相手方は、投資先ファンドの管理会社が承認した取引相手方のリストから選択する。取引相手方は、金融商品市場指令もしくはこれと同等の規則に基づき承認されているか、または、公認の金融機関であり、健全性監督に服し、取引開始時にグローバルな、もしくは国内のシステム上重要な金融機関(SIFI)としてBBB/Baa2もしくはこれと同等の格付けを有するか、または、SIFIでない場合はA-もしくはこれと同等の格付けを有する、登録上の事務所をEU加盟国に有する信用機関または投資会社とする。承認取引相手方のリストは、投資先ファンドの管理会社により修正されることがある。取引相手方の身元は、投資先投資法人の年次報告書に開示される。

投資先ファンドがトータル・リターン・スワップ取引を行う相手方は投資先ファンドの投資対象(もしあれば、参照資産を含む。)に対する裁量権を有していないため、投資先ファンドの投資対象に関する取引については、かかる取引相手方の承認を要しない。

投資先ファンド英文目論見書付録 に別途明記される場合を除き、デリバティブに関するグローバル・エクスポートは、コミットメント手法を用いて計算される。サブ・ファンドのグローバル・エクスポートを計算するためバリュー・アット・リスク (VaR) 手法を採用するサブ・ファンドは、投資先ファンド英文目論見書付録 にその指標を記載する。

グローバル・エクスポート

サブ・ファンドのグローバル・エクスポートは、そのポートフォリオの純資産総額に制限される。

コミットメント手法

コミットメント手法において、デリバティブは、市場価格または先物価格 / 想定元本 (より保守的な場合) を用いて、原資産と同等のポジションに変換される。

バリュー・アット・リスク手法

バリュー・アット・リスクのレポートは、以下の基準に基づき日次ベースで作成され、監視される。

- 1か月の保有期間
- 片側信頼区間99%
- 市況により、より短期の観察期間が要求されない限り、最低1年間の有効過去観測期間(250日)、および
- モデルで用いられる母数は、少なくとも四半期毎に更新される。

ストレステストについても、少なくとも月に1回適用される。

バリュー・アット・リスクの限度は、絶対的または相対的手法を用いて設定される。

絶対的バリュー・アット・リスク手法

絶対的バリュー・アット・リスク手法は、通常、アブソリュート・リターン・ファンドといった特定可能な参照ポートフォリオまたはベンチマークが欠如している場合に適切である。絶対的バリュー・アット・リスク手法では、サブ・ファンドの純資産価額の割合として上限が設定される。サブ・ファンドの絶対的バリュー・アット・リスク手法は、その純資産価額の20%以下に設定されなければならない。当該限度は、1か月の保有期間および99%片側信頼区間に基づく。

相対的バリュー・アット・リスク手法

相対的バリュー・アット・リスク手法は、サブ・ファンドが追求している投資戦略を反映するバリュー・アット・リスク・ベンチマークが規定されている場合にサブ・ファンドについて用いられる。相対的バリュー・アット・リスク手法では、ベンチマークまたは参照ポートフォリオのバリュー・アット・リスクの倍数として上限が設定される。サブ・ファンドの相対的バリュー・アット・リスクの上限は、サブ・ファンドのバリュー・アット・リスク・ベンチマークのバリュー・アット・リスクの2倍以下に設定されなければならない。使用される特定のバリュー・アット・リスク・ベンチマークに関する情報は、投資先ファンド英文目論見書付録 に開示される。

4. 譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段の使用

譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段(証券貸付取引、レポ取引および逆レポ取引を含むがこれらに限定されない。)は、効率的なポートフォリオ運用を目的として、これがサブ・ファンドの最善の利益となり、その投資目的および投資者属性に合致する場合に、各サブ・ファンドが使用することができる。

本規制、ならびに、とりわけ(i)金融商品に関する技法および手段の使用に関するCSSF告示08/356(随時、修正、追補または変更される。)および()ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関するCSSF告示14/592により認められる範囲において、かつ本規制が定める限度の範囲内で、各サブ・ファンドは、追加的な元本もしくは収益の創出を目的として、またはその経費もしくはリスクの軽減のために、買い手または売り手として、任意のもしくは任意でないレポ取引または逆レポ取引を締結し、また証券貸付取引に従事することができる。

投資先投資法人は、当面の間、証券貸付取引に従事しない予定である。投資先投資法人が、将来、かかる技法を用いることを決定する場合、投資先投資法人は、これに従って、投資先ファンド英文目論見書を改訂し、また本規制およびとりわけETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関するCSSF告示14/592ならびに証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付規制(EU)2015/2365を遵守する。

証券貸付取引

投資先投資法人が、証券貸付取引に従事する場合、各サブ・ファンドは、この種の取引を専門とし、EU法に規定するものと同等であると金融監督委員会が判断する健全性監督に服する一流機関と証券貸付取引を行うのみである。各サブ・ファンドは、いつでも、貸し出された証券を回収し、または自らが締結した証券貸付取引を終了することができるよう確保しなければならない。証券の貸付について、サブ・ファンドは、その取引相手方が、貸し付けられた証券の少なくとも市場価格に相当する担保を差し出し、毎日これを維持するよう確保する。当該担保は、現金または本規制の要件を満足する証券の様式によらなければならない。当該担保は、後記「5.担保の管理」に記載する要件を遵守するものとする。

逆レポ取引およびレポ取引

レポ取引は、取引相手方から所定の将来の日付(または譲渡人により後日指定される日付)に所定の価格で有価証券もしくは金融商品(または同等の代替する有価証券もしくは金融商品)を買い戻すことをあらかじめ約束することを条件として当事者が有価証券または金融商品を売却する契約として構成される。当該取引は、一般的に、有価証券または金融商品を売却する当事者のためのレポ取引、およびそれらを購入する取引相手方のための逆レポ取引と規定される。

サブ・ファンドが、逆レポ取引およびレポ取引に従事する場合、サブ・ファンドは、EU法に規定するものと同等であると金融監督委員会が判断する健全性監督に服する取引相手方と逆レポ取引およびレポ取引を行うのみである。逆レポ取引を締結するサブ・ファンドは、いつでも、現金全額を回収し、または逆レポ取引を終了することができるよう確保するものとする。レポ取引を締結するサブ・ファンドは、いつでも、レポ取引の対象となる証券を回収し、または自らが締結したレポ取引を終了することができるよう確保するものとする。

7日を超過しない固定のレポ取引および逆レポ取引は、サブ・ファンドがいつでも資産を回収することを許可する条項に基づく取決めとみなされるものとする。

各サブ・ファンドは、レポ取引および逆レポ取引に対する自らのエクスポージャーの水準につき、自らがいつでもその償還義務を遵守することができるような水準であるよう確保するものとする。

受入担保は、下記「5.担保の管理」に記載の要件に従う。

逆レポおよびレポ取引で生じるすべての収益(直接および間接的な運用費用および手数料控除後)は、サブ・ファンドに戻される。上記で生じる直接および間接的な運用費用および手数料、当該費用および手数料が支払われる法人の身元ならびに当該法人と投資先投資法人の保管受託銀行または管理会社(もしあれば)との関係についての情報は、投資先投資法人の年次報告書で入手可能である。

5.担保の管理

店頭デリバティブ取引および効率的なポートフォリオ運用技法から生じる取引相手方に対するエクスポージャー・リスクは、本投資制限1(C)に規定する取引相手方リスクの限度を計算する際、合計されるものとする。

サブ・ファンドの利益のための受入担保は、当該担保が適用ある法令に定められる条件を遵守している場合、取引相手方に対するエクスポージャー・リスクを軽減するために用いられることがある。

サブ・ファンドが店頭デリバティブ取引および効率的なポートフォリオ運用技法を締結する場合、取引相手方に対するエクスポージャー・リスクを軽減するために用いられる一切の担保は、常に、以下の基準に合致しなければならない。

- (A) 現金を除く受入担保は、極めて質が高く、極めて流動的であり、当該担保が事前売却評価額に近い価格で直ちに売却できるように、規制市場または透明性の高い価格設定がなされている多角的取引施設で取引されるものとする。受入担保はまた、本投資制限1(D)の規定に合致するものとする。
- (B) 受入担保は、少なくとも日次ベースで評価されるものとする。大きな価格ボラティリティを示す資産は、適切に保守的な評価削減率が設定されていない限り、担保として受け入れないものとする。
- (C) 受入担保は、高品質でなければならない。
- (D) 受入担保は、取引相手方から独立し、かつ取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を示さないことが見込まれる者によって発行されるものとする。
- (E) 担保は、国、市場および発行体に関して十分に分散されているものとする。サブ・ファンドが、効率的なポートフォリオ運用を行う店頭デリバティブの取引相手方から、所定の発行体に対してサブ・ファンドの純資産価額の20%を上限とするエクスポージャーを有する担保バスケットを受け入れる場合、発行体の集中に関する十分な分散化の基準は、尊重されているとみなされる。サブ・ファンドが、異なる取引相手方と対峙する場合、異なる担保バスケットは、単一発行体に対するエクスポージャーの20%制限を計算するために統合されるものとする。

投資制限の例外として、サブ・ファンドは、EU加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、適格国、または一もしくは複数の現地のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券または短期金融商品のみで担保が構成されることがある。その場合、当該サブ・ファンドは、少なくとも6種類以上の銘柄の証券を受け入れなければならないが、かつ、一銘柄の証券価額が当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超過してはならない。

- (F) 権原の譲渡を伴う場合、受入担保は、保管受託銀行または保管受託銀行が当該受入担保の保管を委託した取引先の一つが保有するものとする。他の種類の担保の取決めに関して、担保は、健全性監督に服し、かつ担保の提供者とは無関係の第三者保管者が保有することができる。
- (G) 受入担保は、取引相手方に関係なく、また取引相手方の承認なく、いつでもサブ・ファンドが完全に実行することができるものとする。また、該当する場合、受入担保は本項に定める管理の制限にも従うべきである。
- (H) 上記の条件に従い、認可された形態の担保は、以下を含む。
 - (1) 現金ならびに短期銀行証書および短期金融商品を含む現金等価物
 - (2) 最低格付を有しない、英国、米国、フランスおよびドイツを含むがこれらに限定されない国により発行される満期のある国債
 担保は、入手可能な市場価格を利用し、また、投資先ファンドの管理会社が採用するヘアカット方針に基づいて各資産クラスにつき決定される適切なヘアカットを考慮して日次ベースで評価される。
- () 非現金による受入担保は、売却、再投資、または質権設定してはならないものとする。
- (J) 通貨ヘッジ投資証券クラスのために受け入れていない現金担保は、以下が行われるのみとする。
 - (1) 本投資制限1(A)(6)に定める者への預金
 - (2) 高品質の国債への投資

(3) 逆レポ取引を目的とした使用。ただし、かかる取引は、健全性監督に服する信用機関と行い、また投資先ファンドはいつでも、発生主義に基づき現金の全額を回収することができる。

(4) ESMA (CESR / 10 - 049) (随時改訂済) により発行された「ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドについての一般的な定義に関するESMAガイドライン」に定義される短期マネー・マーケット・ファンドまたはMMFRに定義されるマネー・マーケット・ファンドへの投資。

再投資された現金担保は、上記に定める非現金担保に適用される分散化要件に従って分散化されるものとする。現金担保の再投資は、投資先ファンド英文目論見書付録 20に記載されるとおり、サブ・ファンドに対する特定のリスクを伴う。

担保に関する方針

投資先ファンドが受け入れる担保は、主として現金および国債に限定されるものとする。

評価削減率に関する方針

投資先ファンドの管理会社により適用される店頭取引における担保に係る評価削減率は、投資先ファンド英文目論見書に記載されるものとする。

6. リスク管理プロセス

投資先投資法人は、ポジションのリスク、効率的なポートフォリオ運用技法の使用、担保の管理、およびそれらの各サブ・ファンドのリスク・プロファイル全体への寄与度を、投資先ファンドの投資運用会社といつでも監視・測定することを可能にするリスク管理プロセスを採用する。投資先投資法人または投資先ファンドの投資運用会社は、適用ある場合、店頭デリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを採用する。

投資先ファンドの管理会社は、投資者の請求に応じて、各サブ・ファンドのリスク管理において適用される量的制限、その目的で選択された方法、および主要な商品カテゴリーのリスクと利回りについての最近の進展に関する補足情報を提供する。当該補足情報には、バリュアット・リスクによるリスク測定を用いてサブ・ファンドについて設定されるバリュアット・リスクの水準が含まれる。

リスク管理体制は、請求に応じて投資先投資法人の登記上の事務所から入手可能である。

7. サステナビリティ・リスク管理

投資先投資法人の管理会社の全般的なリスク管理プロセスには、投資判断を行う際に検討するその他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれる。サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性がある。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは、以下のものを含む。

- 環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害。
- 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題。
- ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠。
- 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制、または業界基準が導入されることがある。

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性がある。投資先ファンドの投資運用会社は、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを（関連するその他の留意事項と併せて）評価することにより、潜在的な投資対象を分析する。また、投資先ファンドの投資運用会社は、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮する。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれる。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性がある。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができる。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上の減少として財務モデルに組み込むことができる。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、投資先ファンドの投資運用会社は、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかと投資運用会社が判断しているかに応じて、投資先ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的影響を織込むよう努める。

かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準および投資先ファンドの投資運用会社自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがある。かかる分析により、サステナビリティ・リスクの投資先ファンド全体の投資ポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、投資先ファンドの予想リターン額についての投資先ファンドの投資運用会社の見解が示される。

投資先投資法人の管理会社のリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できる。かかる監視には、投資ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれる。

8. その他

- (A) 投資先投資法人は、他の者に貸付を行ったり、または第三者のために保証人として行為したりすることができない。ただし、本制限の目的上、銀行への預金ならびに本投資制限1(A)(1)、(2)、(3)および(4)に記載される証券または付随的な流動資産の取得は、貸付の実行とはみなされないものとし、したがって、投資先投資法人は、全額払込済みではない上記の証券の取得を妨げられないものとする。
- (B) 投資先投資法人は、自らの資産の一部を構成する証券に付随する申込権を行使する場合、投資制限の割合を遵守することを要しない。

- (C) 投資先ファンドの管理会社、投資運用会社、販売会社、保管受託銀行および授權代理人またはそれらの関連会社は、投資先投資法人の資産の取引を行うことができる。ただし、当該取引が、アームズレングスで交渉される通常の商業条件により実行されることおよびかかる取引はそれぞれ、以下のいずれかを遵守することを条件とする。
- (1) 独立し、かつ適格であるとして取締役が承認する者によって当該取引の認定評価が提供されること。
 - (2) 取引が、組織的な投資市場の規則に基づき、最善の条件で執行されていること。
 - (3) または(1)および(2)が実際的でない場合。
 - (4) 取引が、アームズレングスで交渉される通常の商業条件により実行されていることを取締役が納得していること。

5. 管理事務の詳細、手数料および費用

取締役

各取締役は、自らの業務につき、投資先投資法人が投資主総会において随時決定する料率により報酬を受領する権利を有する。また、各取締役は、投資先投資法人の取締役会または投資主総会に出席するにあたり負担した合理的な費用の支払を受けることができる。投資先投資法人の管理会社および/またはシュローダーの会社の取締役/従業員を兼任する取締役は、取締役報酬を放棄する。外部取締役は、自らの業務につき報酬を受ける。

投資先投資法人の管理会社

投資先投資法人の管理会社は、管理事務代行会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、主要な支払代理人および登録・名義書換事務代行会社としての自らの業務につき、慣習上の手数料を受領する権利を有する。かかる報酬は、関連するサブ・ファンドの純資産価額を参照することにより0.25%を上限とする年率で各営業日に発生し、毎月後払いで支払われる。かかる報酬はサブ・ファンドの純資産価額に対して一定の割合で課されるため、関連するサービスの提供に係る費用に応じて異なることはない。したがって、投資先投資法人の管理会社は、当該サービスの提供により利益を得る(または損失を被る)可能性があるが、かかる利益および損失は、サブ・ファンドごとに、時の経過により変動する。かかる報酬は、随時、投資先投資法人の管理会社および投資先投資法人による検討の対象となる。管理会社はまた、自らの職務を履行するにあたり適切に負担したあらゆる合理的な立替費用の払戻しを受領する権利を有する。管理会社は、その裁量により、投資先投資法人または特定のサブ・ファンドもしくはクラスの投資者が負担する全体的な費用および手数料を限定する目的で、投資先投資法人により生じる手数料および費用の一部または全額を支払う。

投資先ファンドの投資運用会社

投資先ファンドの投資運用会社は、自らの業務に対する報酬として投資運用報酬(上限0.75%)を受領する権利を有する。かかる報酬は、サブ・ファンドの純資産価額を参照することにより、各取引日に計算され発生し、毎月後払いで支払われる。自らの業務を履行するにあたり、投資先ファンドの投資運用会社は、自らの経費負担で、投資顧問会社の助言を求めることができる。

とりわけ、クラス投資証券は、代替的報酬体系に対応するよう設定されており、当該体系によって、投資者はシュローダーの顧客とされ、シュローダーから直接的に運用報酬を請求されるため、関連するサブ・ファンドの純資産からは、クラス投資証券についていかなる運用報酬も支払われない。クラス投資証券は、投資先投資法人の保管受託銀行および管理会社に対して支払われる報酬ならびにその他の料金および費用のうち自らの比例割当分を負担する。

一定の国において、投資家は、現地の支払事務代行会社、コルレス銀行または同様の主体の職務および業務に関連して、追加的な金額を請求されることがある。

通例の貯蓄計画が一定の国において利用可能なことがある。貯蓄計画が、合意済みの最終期日より前に終了する場合、支払済の当初手数料の金額は、標準的な申込みの場合の当初手数料よりも高額になることがある。詳細は、現地の販売会社から入手することができる。

換金手数料

投資先投資法人は、サブ・ファンドのために関連するサブ・ファンドの関連する投資証券クラスの1口当たり純資産価格に基づく、換金手数料を導入することができる。投資先ファンド英文目論見書の発行時点において、換金手数料が適用されるサブ・ファンドは存在しない。

成功報酬

サブ・ファンドに関して投資先投資法人の各投資運用会社が提供する業務の対価として、投資先ファンドの投資運用会社は、運用報酬に加え、成功報酬を受領する権利を有する。成功報酬は、希薄化調整の前に計算されることにも留意すべきである。

投資先ファンド英文目論見書の発行時点において、投資先ファンドには成功報酬は発生しない。

投資先投資法人の保管受託銀行

投資先ファンドの預託機関は、投資先投資法人の資産の安全保管を委託されている。保管が可能な金融商品については、投資先ファンドの預託機関が直接保有するか、または適用ある法律および規制により認められる範囲において、原則として、投資先ファンドの預託機関と同じ保証を提供する、すなわち、ルクセンブルグの機関の場合は自らが金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に規定される金融機関に該当すること、または外国機関の場合は自らがEU法に規定するものと同等であるとみなされる健全性監督の規則に服する金融機関に該当することの保証を提供する各第三者保管受託銀行/副保管受託銀行を通じて保有することができる。投資先ファンドの預託機関はまた、投資先投資法人のキャッシュ・フローが適切に監視されること、および特に、申込金が受領され、投資先投資法人のすべての現金が()投資先投資法人、()投資先投資法人を代理する投資先ファンドの管理会社、または()投資先投資法人を代理する投資先ファンドの預託機関の名義で現金勘定に計上されていることを確保する。

更に、投資先ファンドの預託機関は、以下の事項を行うものとする。

- (A) 投資先投資法人の投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がルクセンブルグの法律および基本定款に従って実行されることの確保。
- (B) 投資先投資法人の投資証券の価額がルクセンブルグの法律および基本定款に従って計算されることの確保。
- (C) 投資先投資法人の指図の実行(ルクセンブルグの法律または基本定款に抵触する場合を除く。)。
- (D) 投資先投資法人の資産が関係する取引において、対価が通常の期限内に投資先投資法人に送金されることの確保。
- (E) 投資先投資法人の収益がルクセンブルグの法律および基本定款に従って充当されることの確保。

投資先投資法人の保管受託銀行は、その受託業務に関する報酬を受領することができ、かかる報酬は、投資先投資法人の純資産価額の年率0.005%を上限とする料率で設定される。

投資先投資法人の保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣習に従った報酬および手数料、ならびに投資先投資法人の会計を扱う会計処理報酬を投資先投資法人から受領する。安全保管業務および取引に係る報酬は、毎月支払われ、各営業日に計算され発生する。安全保管報酬の料率および取引報酬の水準は、関連する行為が行われる国によって異なり、それぞれ年率最大0.3%を上限とし、および取引1件につき最大75米ドルとなる。

コア・ファンドの会計処理および評価業務に関する報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の0.0083%を上限とする年率で各営業日に計算され、発生する。非標準的な評価のような追加的な業務、例えば成功報酬の計算等の追加的な会計業務、および税申告業務につき、各サブ・ファンドから追加的な報酬が支払われることがある。受託報酬、安全保管および取引報酬、ならびにファンド会計処理および評価報酬は、随時、投資先投資法人の保管受託銀行および投資先投資法人による精査の対象となる。また、投資先投資法人の保管受託銀行は、自らの職務を履行するにあたり適切に負担したあらゆる合理的な費用の支払を受ける権利を有する。

投資先投資法人の保管受託銀行に支払われる金額は、投資先投資法人の財務諸表に記載される。

その他の手数料および費用

投資先投資法人は、投資先投資法人を運営するにあたり発生したあらゆる手数料および費用（税金、法務および監査業務に係る費用、仲介手数料、政府の賦課金および手数料、証券取引所上場費用、決済費用および銀行手数料ならびに様々な国の監督当局に対して支払うべき費用（投資先投資法人の投資証券を異なる国で販売できるようにするための登録の取得および維持にあたり発生した経費を含む。）、投資証券の発行、転換および償還にあたり発生した費用、配当の支払金、登録手数料、保険料、利息、ならびに投資証券の価格の計算および公表ならびに郵便、電話、ファクシミリ送信およびその他の電子的通信の使用に係る経費、委任状、明細書、投資証券の券面または取引確認書、投資主報告書、投資先ファンド英文目論見書および補足的な文書、説明書およびその他の定期的な情報または文書の印刷経費を含むがこれらに限定されない。）の支払を行う。一定の状況において投資先投資法人により支払われる費用が投資リサーチ費用となることもある。

投資先投資法人が支払う標準的な銀行手数料および仲介手数料に加え、投資先投資法人に業務を提供するシュローダーの会社は、かかる業務につき支払を受けることがある。投資先ファンドの投資運用会社は、投資先投資法人を含む投資先ファンドの投資運用会社の顧客に直接的かつ特定可能な利益が存在する場合で、かつソフト・コミッションを生み出す取引が、誠実で、適用ある規制上の要件を厳格に遵守しており、投資先投資法人の最善の利益のために行われると投資先ファンドの投資運用会社が納得する場合にのみ、ソフト・コミッション協定を締結することができる。かかる協定は、最善の市場慣行に相応する条件で、投資先ファンドの投資運用会社により締結されなければならない。

6. 分配

分配方針

投資先ファンドから行われる分配はない。

7. 課税

以下の内容は、本書の日付において有効な法律および慣行に対する取締役の理解に基づいており、投資として投資先投資法人の投資証券を取得する投資家に適用される。ただし、投資家は、投資家が市民権を有する国、または居住もしくは所在する国の法律に基づき投資先投資法人の投資証券を購入、保有、譲渡、転換、償還またはその他取引したことにより生じる可能性のある税務上その他の結果について、財務その他の専門顧問に相談しなければならない。

本概要は、将来変更される可能性がある。

ルクセンブルクにおける課税

(A) 投資先投資法人に対する課税

ルクセンブルグにおいて、投資先投資法人は、所得、利益または利得に対する課税を受けない。投資先投資法人は、純富裕税の課税対象外である。

ルクセンブルグにおいて、投資先投資法人の投資証券の発行に対しては印紙税、増資税またはその他の税金が課されない。

投資先投資法人は、関連する四半期末現在の投資先投資法人の純資産価額に対し年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる「年次税（taxe d'abonnement）」が課される。個別の投資先ファンドまたは個別の投資証券クラスについて、当該投資先ファンドまたは投資証券クラスが（2010年法第174条に規定される）一または複数の機関投資家のみから成る場合には、年率0.01%の軽減年次税が適用されることがある。更に、ルクセンブルグの法律に従って預金および短期金融商品にのみ投資を行うサブ・ファンドも同様に、その純資産に対して年率0.01%の軽減税率の対象となる。

年次税の免除は、（ ）それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUCIへの投資、（ ）退職年金スキームに帰属するUCI、そのコンパートメントまたは専用クラス、（ ）短期金融市場UCI、ならびに（ ）その証券が少なくとも一つ以上の証券取引所、または、定期的に開かれ、公認の、一般に開放されている規制されたその他の市場に上場されているか、そこで取引されており、その唯一の目的が一つまたは複数の指数のパフォーマンスに連動することである2010年法パート に服するUCITSおよびUCIに適用される。

源泉徴収税

投資先投資法人が受領する利息および配当所得は、源泉国において還付不可能な源泉徴収税の対象となることがある。更に、投資先投資法人は、源泉国において実現または未実現元本増価に対し税金を課されることがあり、法域によっては、この点に関する引当金が認識される場合がある。

投資先投資法人が行う分配は、ルクセンブルグの源泉徴収税の対象ではない。

(B) 投資主に対する課税

ルクセンブルグ非居住者の投資主

投資証券が帰属するルクセンブルグの恒久的施設を有していない非居住者の個人または集団事業体は、投資証券の処分時に実現したキャピタル・ゲインまたは投資先投資法人から受領した分配金に対してルクセンブルグの税金を課されず、投資証券も、純富裕税の課税対象とはならない。

8. 報告書

投資先投資法人の会計年度は毎年12月31日に終了する。

9. 清算に関する権利

投資先投資法人は、存続期間を無期限として設立されている。しかし、投資先投資法人は、臨時投資主総会で採択される決議によりいつでも清算することができ、当該投資主総会において1名または数名の清算人が任命され、その権限が定められる。清算は、ルクセンブルク法の規定に従い行われる。各サブ・ファンドに対応する純清算手取金は、投資主の保有投資証券の価額に比例し清算人により当該サブ・ファンドの投資主に分配されるものとする。

サブ・ファンドにおいて、ある投資証券クラスの純資産が10,000,000ユーロ、全投資証券クラスの純資産が50,000,000ユーロ、またはそれぞれ、別の通貨による相当額、もしくは当該投資証券クラスもしくは当該サブ・ファンドの資産を経済的に効率的な方法で運用する際の最低水準として取締役が随時定めるその他の金額を下回る場合、何らかの経済的もしくは政治的状況によりやむを得ない場合、または当該投資証券クラスもしくは当該サブ・ファンドの投資主の利益のために要求される場合、取締役は、当該投資証券クラスま

たは当該サブ・ファンドのすべての投資証券を償還することを決定することができる。かかる場合、投資主は、強制償還に先立ち適用あるルクセンブルクの法律および規制に従い投資先投資法人により公表される(または場合により通知される)償還通知による通知を受け、償還日において保有する当該投資証券クラスの投資証券の純資産価額の支払を受ける。

上記と同様の状況において、取締役は、サブ・ファンドを複数の別個のサブ・ファンドに分割することにより再編することを決定することもできる。かかる決定は、上記と同じ方法で公表または通知され、当該公表または通知には、再編により生じる複数のサブ・ファンドに関する情報が含まれる。かかる公表または通知は、投資主が再編の発効前に自身の投資口の償還または転換を請求できるように、再編の発行日の1か月以上前になされるものとする。

サブ・ファンドと、投資先投資法人の別のサブ・ファンドとの合併または別のUCITS(ルクセンブルク法に基づくか否かにかかわらず。)との合併は、取締役会が合併の決定を対象となるサブ・ファンドの投資主総会に付議することに決定した場合を除き、取締役会により決定されるものとする。投資主総会で決議される場合、当該投資主総会について定足数は要求されず、合併の決定は投票数の単純多数により行われる。かかる合併は、2010年法の規定に従い行われる。

サブ・ファンドの清算終了時に投資主により請求されなかった清算収入は、「供託金庫(Caisse de Consignation)」に預託される。法律で定める期間内に預託からの引出しを請求されなかった金額は、ルクセンブルク法の規定に従い没収されることがある。

10. 資産プール

効率的な運用を目的とし、基本定款の規定ならびに適用ある法律および規制に従い、投資先投資法人の管理会社は複数のサブ・ファンド(以下「参加サブ・ファンド」という。)について設定される資産ポートフォリオの全部または一部を、共同供出の形で投資し、運用することができる。各参加サブ・ファンドから現金またはその他の資産を資産プールに移転することにより、かかる資産プールを形成するものとする(かかる資産が対象となる資産プールの投資方針に関し適切であることを条件とする)。その後、投資先投資法人の管理会社は随時、各資産プールに追加の資産を移転することができる。対象となる投資証券クラスの参加額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに入れ戻すこともできる。

資産プールに対する参加サブ・ファンドの割合は、資産プールにおける同額の想定投資口を参照することにより決定されるものとする。資産プールの形成において、投資先投資法人の管理会社は、その裁量により、想定投資口の当初価額(投資先投資法人の管理会社が適切とみなす通貨で表示されるものとする。)を決定し、拠出された現金の額(またはその他の資産の価額)と等しい総額の投資口を各参加ファンドに割り当てるものとする。その後、想定投資口の価額は、資産プールの純資産価値を存在する想定投資口数で除することにより決定されるものとする。

追加の現金または資産が資産プールに拠出されたか、または資産プールから引き出された場合、対象となる参加サブ・ファンドの投資口の割当ては、拠出されたか引き出された現金額または資産価額を投資口1口当たりの時価で除することにより決定される投資口の口数分だけ増加または減少(場合による。)する。拠出が現金で行われる場合、当該計算の目的上、対象となる現金を投資する際に生じる財務手数料および取引・購入費用を反映するために適切であると投資先投資法人の管理会社がみなす金額を減額したものと扱われる。現金が引き出される場合、資産プールの証券またはその他の資産を換価する際に生じる費用を反映するために対応する金額が追加される。

資産プールの資産に関して受領される、所得の性質を有する配当金、利息およびその他の分配金は、受領時における各参加サブ・ファンドの資産プールへの参加割合に応じて、直ちに参加サブ・ファンドに計上されるものとする。投資先投資法人の解散時には、資産プールの資産は、各参加サブ・ファンドの資産プールへの参加割合に応じて、参加サブ・ファンドに割り当てられるものとする。

11. サブ・ファンド詳細

投資先投資法人は、投資者に対し、異なる投資目的およびリスク水準を有する投資ポートフォリオを選択できる柔軟性を提供するように設計されている。以下に記載される投資目的および投資方針は、各サブ・ファンドの投資運用会社を拘束するが、投資目的が達成される保証はない。

(A) 各サブ・ファンドの特定の投資目的および投資方針は、以下の解釈に従う。

各サブ・ファンドは、積極的に運用され、その名称または投資方針に従い、直接または(記載がある場合は)デリバティブを通じて、投資目的または投資方針に記載された該当する通貨、証券、国、地域または産業に対応する投資対象に投資する。

サブ・ファンドが、その規定により、資産の3分の2以上を一定の方法で投資する場合において、(i)かかる投資割合は単なる指標であるが、これは、一例を挙げると、投資先ファンドの投資運用会社が、サブ・ファンドおよびその投資主の最善の利益に適うと自ら考えた場合に、市況および/もしくは経済情勢ならびに/または予想ボラティリティの悪化を受けて、特定の資産クラスに対するサブ・ファンドのエクスポージャーを調整することがあるためであり、また、()当該資産からは、別段の記載がない限り、現金またはデリバティブの引当てとして利用しないその他の流動性資産は除外される。サブ・ファンドが、その規定により、資産に対して最大の割合(例えば80%)を一定の方法により投資する場合、当該資産には、現金またはデリバティブの引当てとして利用しないその他の流動性資産が含まれる。

サブ・ファンドの資産(デリバティブの引当てとして利用しない流動性資産を除く。)の残りの3分の1は、直接またはデリバティブを通じて、その他の通貨、証券、国、地域または産業に投資することができる。

サブ・ファンドは、投資方針に定めがある場合を除き、その資産の5%超を、ディストレスト証券、資産担保証券/モーゲージ担保証券、コモディティ関連商品またはカタストロフィー債の形で保有しない。

サブ・ファンドの投資方針の記載が、特定の国または地域の会社への投資に関わる場合、かかる記述は(より詳細な記述がない場合)当該国または地域で設立され、本社を有し、上場され、または主要な事業活動を行っている会社に投資することを意味する。

(B) 予想レバレッジ水準

バリュー・アット・リスク(「VaR」)手法を利用して世界的なリスク・エクスポージャーを定量化しているサブ・ファンドは、予想レバレッジ水準を開示する。予想レバレッジ水準は一つの指標であり、規制上の制限ではない。サブ・ファンドのレバレッジ水準は、当該サブ・ファンドがそのリスク属性に従い、VaR限度を遵守している限り、かかる予想水準を上回る場合がある。年次報告書には、経過期間の実際のレバレッジ水準および当該数値の追加説明が記載される。レバレッジ水準は、()デリバティブの活用、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関わる担保の再投資の尺度である。これは、関連するサブ・ファンドのポートフォリオで直接保有されるその他の有形資産を考慮していない。また、サブ・ファンドが負担することがある潜在的な元本損失の程度を表すものでもない。レバレッジ水準は、()サブ・ファンドの純資産価額に対する割合で示されるサブ・ファンドにより締結されたすべての金融デリバティブ契約の想定金額の総額、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関わる担保の再投資により生じる追加レバレッジとして計算される。かかる計算方法では、

- 投資目的か、またはヘッジ目的で利用されたデリバティブかを区別しない。よって、リスク低減を目的とした戦略は、サブ・ファンドのレバレッジ水準の上昇を招く。

- デリバティブの相殺が認められない。よって、デリバティブのロールオーバーならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに基づく戦略がサブ・ファンド全般のリスクを上昇させないか、わずかな上昇しかもたらさない場合、レバレッジ水準の大幅な上昇を招くことがある。
- デリバティブの原資産のボラティリティを考慮せず、短期資産か長期資産かを区別しない。よって、レバレッジ水準が高いサブ・ファンドが、必ずしもレバレッジ水準が低いサブ・ファンドよりもリスクが高いとは限らない。

(C) デリバティブは、規制市場または店頭市場で取引されるものとする。

譲渡性のある証券、短期金融商品、クローズド・エンド型投資法人の投資証券、その他の資産のパフォーマンスに連動または裏付けられた金融商品は、規制市場で取引されるものとする。そうでない場合、当該投資は、投資先ファンド英文目論見書付録Ⅰの投資制限1A(9)に基づいて行われるその他の投資と合わせて、サブ・ファンドの純資産価額の10%を上限とする。

12. 通貨およびヘッジ方針

各サブ・ファンドは、クラスA、クラスAX、クラスA1、クラスB、クラスC、クラスCB、クラスCI、クラスCN、クラスCX、クラスD、クラスE、クラスF、クラスI、クラスIZ、クラスIA、クラスIB、クラスIC、クラスID、クラスIE、クラスJ、クラスK、クラスP、クラスPI、クラスR、クラスS、クラスU、クラスX、クラスX1、クラスX2、クラスX3、クラスX4、クラスX5、クラスX6、クラスX7、クラスX8、クラスX9、クラスYおよびクラスZの投資証券クラスを創設することができる。

上記の投資証券クラスは、入手可能な場合、取締役の裁量により、様々な通貨(以下、それぞれを「参照通貨」という。)をもって募集される。投資証券クラスは、通貨建てまたは通貨ヘッジ投資証券クラスである可能性があり、当該投資証券クラスにはその旨が指定される。

ヘッジ投資証券クラスの目的は、サブ・ファンド通貨と参照通貨の間の為替レートの変動による影響を抑えることにより、サブ・ファンドの投資対象のパフォーマンス・リターンを投資者にもたらすことである。かかる場合、サブ・ファンドのポートフォリオ内での通貨エクスポージャーまたは通貨ヘッジ取引は考慮されない。

サブ・ファンドおよび投資証券クラスの表示通貨およびヘッジ通貨を含む利用可能なものについての確認ならびに連鎖リスクを伴う投資証券クラスの最新のリストは、請求に応じて投資先投資法人の管理会社から入手できる。

投資先投資法人はデリバティブ・オーバーレイを利用することによりサブ・ファンドにもたらされる追加のリスクが関連する投資証券クラスの投資主のみにより負担されることを確保するために投資証券クラス間の連鎖リスクを軽減することを確保する措置を講じているが、かかるリスクを完全になくすことはできない。

ヘッジ付き投資証券クラスのパフォーマンスは、サブ・ファンド通貨建ての同様の投資証券クラスのパフォーマンスに近似することを目指す。ただし、採用されたヘッジ戦略が、提供されるパフォーマンスの違いについては手数料調整済の金利差のみを反映しているという効果をもたらす保証はない。

かかるヘッジが実施された場合、その効果は、純資産価額に反映され、ひいては、かかる追加投資証券クラスの実績にも反映される。同様に、かかるヘッジ取引で生じる費用(0.03%を上限とするヘッジ費用を含む。)は、かかる費用の発生に関連する投資証券クラスが負担する。

通貨ヘッジ付き投資証券クラスのために、通貨ヘッジ取引(特に為替先物取引)に関連して受領した担保は、サブ・ファンドの適用ある投資方針および投資制限に従い、再投資することができる。

かかるヘッジ取引は、関連する場合、参照通貨が関連するサブ・ファンド通貨に対する相対的価値を下落させるか、または上昇させるかに関わらず締結することができるため、かかるヘッジが実施された場合、参

照通貨と比べてサブ・ファンド通貨の価値が減少した場合に、関連する投資証券クラスに投資した投資者を実質的に保護することができるが、サブ・ファンド通貨の価値の上昇によりもたらされる利益から当該投資者を排除することもある。

更に、投資先ファンドの投資運用会社は、サブ・ファンドの投資先資産の表示通貨、またはターゲット・ファンドのヘッジされていない投資先資産の表示通貨に対して、サブ・ファンド通貨をヘッジすることができる。

採用された通貨ヘッジが参照通貨に対する通貨エクスポージャーを完全に排除する保証はない。

13. マネーロンダリング防止手続

国際規範、ルクセンブルグの法律および規制（マネーロンダリング防止およびテロ資金規正に関する2004年11月12日法（改正済）および2004年11月12日付改正法の一定の条項を詳細に規定する2010年2月1日付大公国規則ならびにマネーロンダリングおよびテロの資金調達に対抗する2012年12月14日付CSSF規則12/02から構成されるが、これに限定されない。）に従い、投資先投資法人には、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止を行う義務が課されている。かかる規定により、投資先投資法人は、投資先投資法人の管理会社に対して、ルクセンブルグの法律および規制に従い、投資先投資会社の顧客の身元を確認し、継続してこれらの者のデューデリジェンスを実施しなければならない。かかる要件を充足するため、投資先投資法人の管理会社および/または名義書換事務代行会社は、実質的所有権、資金源および財産の源泉に関する情報を含む、投資先投資法人の管理会社が必要とみなす情報および裏付書類を要求することができる。いかなる場合も、投資先投資法人の管理会社および/または名義書換事務代行会社は、いつでも、適用される法務および規制上の要件を遵守するために追加書類を要求できる。要求された書類を顧客が提供するが遅れたり、提供できなかった場合、買付もしくは償還（該当する場合）の申込みまたはその他の取引が受諾されないことがある。投資先投資法人、投資先投資法人の管理会社または名義書換事務代行会社のいずれも、顧客が情報および/もしくは書類を提供しないか、または不完全な情報および/もしくは書類を提供したことにより手続きが遅れたか、または実施できないことにつき責任を負わない。

14. 停止または延期

- (A) 投資先投資法人は、一取引日において、サブ・ファンドの発行済投資証券総額の10%を上回る償還または転換の指示を受理しない権限を留保する。かかる状況において、取締役は、償還または転換が請求された投資証券のうち10%を上回る部分の一部または全部の投資証券の償還は、翌取引日まで延期され、当該取引日の投資証券1口当たり実勢純資産価格で評価されることを宣言できる。当該取引日において、延期された請求はその後の請求に優先して、名義書換事務代行会社が当初請求を受理した順番に従い処理される。
- (B) 投資先投資法人は、サブ・ファンドの資産の相当部分が投資される市場における為替管理規制もしくは同様の制限による障害が発生している場合、またはサブ・ファンドの流動性が償還請求を実施するのに十分でないという例外的な状況の場合、償還手取金の支払期間を投資対象の売却手取金の送金に必要な期間（ただし、30暦日を上限とする。）まで延長する権限を留保する。
- (C) 投資先投資法人は、以下の場合、サブ・ファンドのいかなる投資証券クラスにおいても、投資証券1口当たり純資産価格の計算、ならびに当該サブ・ファンドの投資証券の発行および償還、更に、サブ・ファンドのいかなる投資証券クラスの投資証券を同一サブ・ファンド、またはその他のサブ・ファンドの同一投資証券クラスの投資証券へ転換する権限を停止または延期することができる。
 - (1) 当該時点で、関連するサブ・ファンドの投資先投資法人の投資対象の相当部分が値付けされている主要な証券取引所またはその他の規制市場が閉鎖されている期間、またはその取扱いが制限もしくは停止している期間、

- (2) 関連するサブ・ファンドの資産の主要部分を表章する投資先投資サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の決定、および/または償還が停止されている期間、
 - (3) その結果として投資先投資法人による関連するサブ・ファンドの投資対象の処分または評価が実行できなくなるような緊急事態とみなす状況が存在する期間、
 - (4) 投資先投資法人の投資対象の価格もしくは価額、または市場もしくは証券取引所における現在価格もしくは現在価額の決定に通常利用する通信手段が故障している期間、
 - (5) 投資先投資法人がかかる投資証券の償還に関する支払を行う目的で資金を送金することができない期間、または、投資対象の換価もしくは取得、またはかかる投資証券の償還に関して期日が到来している支払に関連する資金の送金が、取締役の判断によると、通常の為替レートで実施できない期間、
 - (6) 投資先投資法人またはサブ・ファンドの解散決議が提案された投資主総会の通知が行われた日以降に、投資先投資法人またはサブ・ファンドが解散中か、解散される可能性がある場合、
 - (7) 評価の準備もしくは利用または後日もしくはその後の評価の実施に際し、特定のサブ・ファンドに帰属する投資先投資法人の投資対象の相当部分の評価に重大な変更が生じていたと取締役が判断した場合、
 - (8) 停止または延期をしなかった場合には、投資先投資法人またはその投資主が租税債務(投資先投資法人またはその投資主が本来であれば被ることがなかったようなもの)を負担するか、またはその他の金銭的不利益もしくはその他の損害(投資先投資法人またはその投資主が本来であれば被ることがなかったようなもの)を被ることになる可能性があるその他の状況、
 - (9) 法律に従って受益者の保護のために当該停止が正当化される状況が存在する期間。
- (D) いかなるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格の計算の停止も、その他のサブ・ファンドまたはその他の投資証券クラスにも影響が及ぶ場合を除き、かかるサブ・ファンドまたは投資証券クラスには影響を与えない。
- (E) 停止または延期期間中、投資主は、名義書換事務代行会社が当該期間終了前に書面による通知を受領することにより、償還または転換が行われていない投資証券の請求を取り下げることができる。
- (F) さらに、2010年法の合併に関する規定に従い、投資先投資法人は、一時的に投資証券の申込み、償還または買戻しを停止することができる。ただし、かかる停止が受益者の保護のために正当であることを条件とする。

投資主は、停止または延期につき適切に通知されるものとする。

15. マーケット・タイミングおよび過度の取引（frequent trading）方針

投資先投資法人は、マーケット・タイミングまたは過度の取引が、すべての投資主の利益に悪影響を与える可能性があるため、マーケット・タイミングまたは過度の取引の手法に関連する取引活動について、これを知りながら認めることはない。

本項において、マーケット・タイミング取引とは、裁定またはマーケット・タイミングの機会を通じて利益を追求するか、または利益を追求していると合理的に判断されるような様々な投資証券クラスへの申込み、転換または換金（かかる行為が一または複数の者により、単独または連帯して行われているかを問わない。）を意味する。過度の取引とは、その頻度または規模により、サブ・ファンドの運営費用を増加させ、サブ・ファンドのその他の投資主の利益に悪影響を及ぼすと合理的に判断されるような様々な投資証券クラスへの申込み、転換、または換金（かかる行為が一または複数の者により、単独または連帯して行われているかを問わない。）を意味する。

したがって、取締役は、適切とみなす場合はいつでも、投資先投資法人の管理会社に対して、以下の方法のいずれか、または両者を実施させることができる。

- 投資先投資法人の管理会社は、ある個人または個人の集団がマーケット・タイミング取引に関与しているとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共通の所有権または支配下にある投資証券をまとめることができる。よって、取締役および/または投資先投資法人の管理会社は、名義書換事務代行会社に対して、取締役および/または投資先投資法人の管理会社がマーケット・タイミングまたは過度の取引を行っているとは判断する投資者からの投資証券の転換および/または買付申込みを拒否させる権限を留保している。
- サブ・ファンドが主に投資している市場が、サブ・ファンドの評価時において休場している場合、取締役は、市場が変動している期間、上記規定から逸脱して、投資先ファンド英文目論見書の「純資産価額の計算」に基づき、投資先投資法人の管理会社に対して、評価時点におけるサブ・ファンドの投資対象の公正価値をより正確に反映するために、投資証券1口当たり純資産価格の調整をするよう認めさせることができる。

その結果、取締役は、サブ・ファンドが投資している市場が閉まってから評価時点までの間に重大な事象が発生したとみなし、かつかかる事象がサブ・ファンドのポートフォリオの評価に重大な影響を及ぼすと判断した場合、投資先投資法人の管理会社に対して、評価時点現在のポートフォリオの公正価値とみなす価格を反映させるために投資証券1口当たり純資産価格を調整させることができる。

調整の水準は、採用された代替数値の評価時点までの変動に基づくが、当該変動が、取締役が関連するサブ・ファンドについて定めた基準値を超えている場合に限る。通常、代替数値は、先物指数の形式をとるが、取締役が当該サブ・ファンドのパフォーマンスと強い相関関係を有し、これを表章しているとみなす複数の有価証券のバスケットとすることもある。前述のような調整が行われた場合、同一サブ・ファンドにおけるすべての投資証券クラスに対して一律に適用される。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
（プレミアム・ファンズのサブ・ファンド）の受託会社御中

監査意見

私たちは、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの財務書類、すなわち、2020年10月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）（以下「財務書類」と総称する。）、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私たちは、添付の財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの2020年10月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。私たちはまた、私たちの財務書類の監査に関連する倫理上の要求事項とともに、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA Code」という。）に基づきプレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドに対して独立性を保持しており、当該倫理上の要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

受託会社および管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために受託会社および管理会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、受託会社および管理会社は、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、受託会社および管理会社がプレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者の責任は、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、C S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、C S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・受託会社および管理会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・受託会社および管理会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

デロイト・アンド・トゥシュ

2021年4月6日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund
A series trust of Premium Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the statement of investments as at October 31, 2020 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars) (together "the financial statements") and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at October 31, 2020, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our Auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue the Auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager;
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our Auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our Auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche

April 6, 2021

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)の2020年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される添付の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2020年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルクの金融監督委員会(以下「C S S F」という。)が採用した国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「I E S B A 規程」という。)に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2020年6月24日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・
ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. ("the Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2020, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2020, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of "Réviseur d'Entreprises agréé" for the Audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of "Réviseur d'Entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “Réviseur d’Entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “Réviseur d’Entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “Réviseur d’Entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, 24 June 2020

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin
Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
(プレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

監査意見

私たちは、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの財務書類、すなわち、2019年10月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）（以下「財務書類」と総称する。）、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の財務書類に対する注記の監査を行った。

私たちは、添付の財務書類が、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの2019年10月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) (以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準 (以下「ISA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。私たちは、国際会計士倫理基準審議会の定める倫理規程 (以下「IESBA Code」という。)に基づきプレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドに対して独立性を保持しており、また、私たちは、IESBA Codeに基づきその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

受託会社および管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類、財務書類に対する注記および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、受託会社および管理会社は、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業的前提に関する事項を開示する責任を有し、また、経営者がプレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業的前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者の責任は、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、C S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、C S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

デロイト・アンド・トゥシュ

2020年4月9日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund
A series trust of Premium Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the statement of investments as at October 31, 2019 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in United States dollars) (together "the financial statements") and a summary of significant accounting policies and other notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at October 31, 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, but does not include the financial statements, the notes to the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche

April 9, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。